

建設常任委員会会議録			
日 時	令和5年12月20日(水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時17分
場 所	第1委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、中村(誠吾)副委員長、高野・白濱・秋元・ 中鉢各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高野委員、中鉢委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市雪対策基本計画にかかる具体の取組について」

○（建設）維持課長

小樽市雪対策基本計画に係る具体の取組について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 雪押し場の確保に係る制度設計」についてです。

まず、（1）目的ですが、本制度設計は除雪体制の維持や担い手不足の解消に向けた取組のため、各地域にある空き地を雪押し場として確保するものであります。

続きまして、（2）検討案ですが、検討案は、根拠法令が明確な固定資産税及び都市計画税の減免する制度が妥当であると判断したところであります。

続きまして、（3）制度化に向けた調査ですが、本制度設計の検討に当たり、令和4年度の地域総合除雪業務において使用した民有地を、①として、土地境界ぐいを確認するための現地調査を行い、②として、所有者確認のための所有者調査を行ったところであります。

続きまして、（4）調査結果に基づく課題と問題点ですが、①として、用地境界ぐいがなく、使用する土地の境界が特定できないこと。②として、制度を運用する上で土地所有者全員からの承諾が必要になりますが、所有者調査の結果、権利者が相当数いる土地が存在しており、全員から承諾を得ることが困難であること。③として、①と②の土地の割合が多いことが判明し、雪押し場が減少すること。④として、制度化した場合、除雪費の増額、さらには市民生活に影響が生じるなどが挙げられます。

続きまして、（5）今後についてですが、①として、本制度設計は今年度中の確立を目指し検討してきたところでありますが、先ほど御説明いたしました（4）の様々な問題点等が判明したため、雪押し場の減免制度も含め、他の方策を検討することといたしました。②として、現在使用している一部の中規模の雪堆積場が今後、使用できなくなるなど、優先的に雪堆積場の確保が必要になったこと。そのため、③として、道路管理者が使用する中規模雪堆積場を確保するための制度を優先的に検討することといたしました。④として、中規模雪堆積場を確保するため、令和6年度中の制度設計を目標とし、令和7年度からの減免を目指したいと考えております。

次に、「2 小型除雪機の購入等支援制度」についてです。

（1）目的ですが、市が行う地域総合除雪において、除雪が行き届かない道路や高齢者世帯に対し、市民との協働による雪対策の推進を図るものであります。

（2）検討案ですが、現段階では、①として、市が町内会等の団体に小型除雪機を無償で貸出しする。②として、町内会等の団体が小型除雪機の購入をするに当たり、購入費の一部を市が補助するなどの支援制度が考えられるところであります。

（3）今年度の取組ですが、市建設部が所有する小型除雪機を2週間程度、町内会へ無償で貸出しする試行を行い、地域のニーズ及び問題点を把握したいと考えております。

（4）試行町会ですが、今年度は1町内会を予定しております。令和4年度に実施した町内会へのアンケート結果に基づき、貸出しを希望する10団体のうち1団体に絞り込み、今後、協力を依頼したいと考えております。

（5）今後についてですが、①として、メリットとデメリットを検証するため、作業場所や作業時間、燃料代な

ど、除雪作業にかかる経費や試行後に予定している町内会へのアンケート調査を実施することとしております。また、②として制度化に向けた条件整理を行うため、3年程度は試行を継続し方向性を定めていきたいと考えております。

○委員長

「空き家バンク制度の見直しについて」

○（建設）木村主幹

空き家バンク制度の見直しについて御報告いたします。

資料、上段左側の円形の部分を御覧ください。

市街地にある空き家は、空き家が老朽化していても、土地に一定のニーズや価値があるため、おおむね不動産業者によって流通が図られます。

一方、黒く網かけした郊外の空き家は、利便性などからニーズが低く、不動産業者も敬遠するなどの理由で流通できず、こうした空き家の多くが小樽市空き家・空き地バンクへの登録を希望し、市へ相談が寄せられます。

空き家バンクの登録要件は、個人間売買によるトラブル防止の観点から不動産業者との媒介契約が必須であるため、老朽化した利便性の劣る物件は登録に至らないのがほとんどであります。

また、所有者が空き家バンクに登録しようとした場合、本市のバンクと北海道空き家情報バンクのどちらにも登録が可能であり、現状では二重行政のような状態となっており、所有者が混乱する可能性があります。

北海道空き家情報バンクは平成28年度に創設され、対象地域が北海道全域となっておりますことから、空き家バンクのない市町村の空き家でも登録ができるため一定の実績を上げてきており、本市の空き家や空き地についても一定数登録がされております。吹き出しの部分にありますように、北海道空き家情報バンクの優位性については北海道宅地建物取引業協会が運営を行っているため、不動産業者の理解が得られやすいこと。また、北海道へ漠然と移住を検討されている方にとっては情報量が豊富であり、実績もあること。さらには、全国版空き家バンクとの連携が図られていることなどから登録しやすく、成約されやすい環境が整っており、次の参考にも明記しておりますが、道バンクにはこれまで本市の物件23件が登録され、そのうち10件が成約しており、同年度で比較いたしますと本市の空き家バンクよりも実績を有しております。

このことから、今後の空き家バンクの方向性については、登録先を北海道空き家情報バンクへ一本化したいと考えております。

施行日については、令和6年4月1日と考えております。

○委員長

「住宅エコリフォーム助成制度の改正案について」

○（建設）建築住宅課長

住宅エコリフォーム助成制度の改正案について御報告いたします。

資料の右下にページ番号を振っていますので、順番に御説明いたします。

1ページの「改正の背景」ですが、住宅エコリフォーム助成制度は、環境負荷の低減などを目的として、既存住宅の断熱改修や省エネ型設備機器等の設置に要する費用の一部を所有者に助成しており、平成28年度から実施しています。

エコ助成につきましては、利用件数は近年の物価高騰の影響などにより伸び悩んでいる状況にもあることから、利用の促進が図られるよう制度内容を見直したいと考えております。

エコ助成の財源としましては国の補助金を活用していますが、国ではカーボンニュートラルの実現に向け、既存住宅の省エネ改修を加速するため、令和4年に新たな補助メニュー、住宅・建築物省エネ改修推進事業を創設したため、国や北海道からは同事業に移行するよう求められているところです。

本市では、令和3年にゼロカーボンシティ小樽市を宣言しており、また、令和5年9月に策定しました小樽市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）ではエコ助成が位置づけられていることから、脱炭素社会の実現に向けた取組の一つとして、エコ助成を継続していく必要があると考えております。

次に、2ページの「改正の基本的な考え方」です。

国の補助金を活用するため、国が新たに創設した住宅・建築物省エネ改修推進事業の制度内容をベースとし、国の制度にプラスアルファの市の独自部分を加え、利用の促進を図られるよう見直します。また、国の補助金のほかに北海道が創設した補助金も活用し、市の財政負担の軽減を図ります。北海道の補助金といいますのは下の枠内に概要を記載しておりますが、北海道では、住まいのゼロカーボン化推進事業を創設しまして、省エネ助成を行う市町村への財政支援を行っているものです。市町村負担の半分を補助し、これにつきましては令和5年度から7年度までの3年間の時限事業となっております。

続きまして、3ページ、「改正内容（1）助成対象工事」について御説明いたします。

表がありますが、左側の欄が改正前の現行のエコ助成で、右側の欄に改正案を載せております。赤字が現行の内容から改正する部分を示しております。黄色の網かけ部分は、国の制度内容にない、市の独自部分を示しております。

まず、助成対象工事としましては、（a）開口部の断熱改修、（b）外壁・床・天井等の断熱改修、（c）省エネ設備機器の設置、（d）太陽光発電設備の設置がございますが、これまでは（a）から（d）まで、所有者が任意で工事を申請してもらっておりましたが、改正案では、窓などの開口部の断熱改修を複数箇所行うことが必須となります。これは国の内容に準じたものでございます。窓から逃げていく熱エネルギーが大きいため、まずはそこから低減するということの必須工事となっております。

（c）省エネ設備ですけれども、これまで5種類の設備が助成対象でしたが、改正案では12種類を対象としています。赤字の⑥燃料電池システムから⑩LED照明は、国の内容に準じての対象の追加でございます。⑪節水型トイレと、⑫空気清浄機能・換気機能付きエアコンの黄色の網かけ部分につきましては、市の独自部分として追加対象としたものです。対象機器の選択肢を増やすことで、助成の利用促進を図りたいと考えてございます。

（d）太陽光発電設備の設置につきましては、国の制度では対象となっておりますが、これまでと同様に市独自部分として継続実施を考えてございます。

次に、4ページの「改正内容（2）補助率、助成限度額」です。

まず、現行のエコ助成は基準としては、（イ）省エネ基準だけでしたが、改正案では国の制度内容に準じて、（ロ）ZEH水準も加えてございます。この省エネ基準とZEH水準ですが、簡単に御説明しますと、次の5ページを御覧ください。

（参考）「省エネ基準」と「ZEH水準」についてですが、建物の断熱性能と設備機器のエネルギー消費量を指標としております。イメージ図にありますように、建物の高断熱化を図り、エネルギーを極力必要としない住宅とし、また、設備の効率化を図りエネルギーを上手に使っていくことで基準をクリアするものでございます。それぞれの数値基準は枠内に記載しておりますが、ZEH水準は省エネ基準よりもさらに省エネ化を図るものでございます。

資料の4ページに戻っていただきまして、補助率、助成限度額について御説明いたします。

（イ）省エネ基準ですが、これまでは対象工事の10%、限度額は30万円でしたけれども、改正案では補助率40%、限度額40万円にアップすることで考えてございます。補助率40%は国の制度と同様とし、限度額の40万円につきましては、国の制度では30万円を限度としていますが、近年の資材高騰などを考慮しまして、市の独自としてプラス10万円を加算し、限度額を40万円としております。（ロ）ZEH水準につきましては、補助率80%、限度額70万円で、国の制度内容と同様のものです。

また、市の独自部分としまして、エネルギー価格や物価の高騰の影響を受けやすい若者夫婦世帯や子育て世帯に対しまして、限度額をさらにプラス15万円上乗せの支援強化を考えてございます。これにより、省エネ基準の限度額は55万円、ZEH水準の限度額は85万円となります。

なお、設備等の工事費につきましては、国の制度内容に準じて窓や外壁などの断熱改修の費用以下とする条件としてございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

「改正内容（3）その他の変更」についてですが、工事費の下限、また、所有者の所得制限については、これまでのエコ助成では設定しておりましたが、改正案では撤廃し、幅広く利用してもらうことで考えてございます。

また、住宅の耐震性につきましては、これまで特段定めはありませんでしたが、改正案では国の制度内容に準じた形で耐震性があるものを要件に加えてございます。耐震性があるものといいますのは、建築基準法により新耐震基準が適用されました昭和56年6月以降に着工した住宅などであります。そのほか、省エネ設計を国の制度内容に準じて助成対象としています。

続きまして、7ページを御覧ください。

「助成イメージ（所有者の負担）」ですが、例としまして150万円のエコリフォームを実施した場合の省エネ基準の助成です。改正前は補助率10%ですので15万円の助成金で所有者負担が135万円となります。改正案では補助率40%であり、一般世帯の場合ですと、限度額の40万円の助成金、所有者負担が110万円となります。若者夫婦世帯や子育て世帯の場合は、限度額55万円の助成で所有者負担が100万円を切る95万円で、所有者の負担軽減が図られるものです。

最後に8ページを御覧ください。

「今後のスケジュール（案）」ですけれども、10月から11月に小樽市住宅行政審議会、正副議長・各党派への報告を行ってございます。本日の当委員会での報告、そして来年3月の第1回定例会を経て、4月からの施行を考えてございます。

○委員長

「令和5補助年度小樽市内バス路線の収支（速報値）について」

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

令和5補助年度小樽市内バス路線の収支について、北海道中央バス株式会社から速報値の提出を受けましたので報告いたします。

まず、表の下、括弧書きに記載したとおり、国庫補助などでバス事業の収支を計算する際は10月から9月までを1年度とする、いわゆる補助年度を採用しております。このたび速報値として報告する収支につきましては、令和4年10月から令和5年9月の期間の令和5補助年度の収支となっております。

表を御覧ください。

左の表は小樽市内バス路線の収支であり、参考として前年度である令和4補助年度収支との増減の状況を記載しております。

令和5補助年度について説明いたしますと、表の左側、収入の部としては運送収入は運賃の収入、運送雑収は広告収入などですが、この合計が13億1,234万5,000円となり、一定程度コロナ禍からの回復傾向が見られ、右隣の前年度比で1億39万7,000円増加いたしました。

表の左側、支出の部、営業費用としては、運送費は実際にバスを動かすために必要な人件費や燃料維持費、車両関係経費など、一般管理費は、中央バス全社の管理費のうち小樽地区に係る部分ですが、原油高の影響などがあつたものの、合計14億247万6,000円となり、前年度比1,440万4,000円の減少となりました。

営業収支としては9,013万1,000円の赤字となりましたが、前年度比1億1,480万1,000円改善しております。

その下、営業外収益は、コロナ禍や原油高などに対する各種支援金や預金利息などですが、こちらは雇用調整助成金や各種支援金の減少により1,209万6,000円と、前年度比マイナス1,287万1,000円でした。

その結果、表の一番下の欄、最終的な経常収支は前年度比1億193万円増の7,803万5,000円の赤字となっております。

右の表は参考として、中央バス全社の収支につきまして、同じように令和4補助年度収支との増減の状況を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

なお、小樽市では、市民生活に必要なバス路線の維持及び確保を図るため、市内バス路線の収支不足に対して補助金を交付しておりますが、補助額の決定に当たっては、このたび報告した収支不足額7,803万5,000円から国補助金を差し引いた額に対して検討することになります。

補助金の予算としては、令和5年度当初予算では8,550万円を計上しておりますが、今後、収支内容を精査した上で対応を検討してまいりたいと考えております。また、収支不足額につきましては現在精査中であり、中央バスと協議中でありますので金額は変わる可能性がありますことを申し添えます。

○委員長

「北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺駐車場整備について」

「北海道新幹線後志トンネル「天神工区」発生土（対策土含む）の仮置きについて」

「北海道新幹線トンネル発生土の受入地（塩谷4丁目市有地）について」

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

まず、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺駐車場整備について御報告をさせていただきます。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺駐車場整備につきましては、さきの令和5年第1回定例会建設常任委員会において、札幌駅周辺よりも利便性の高い駐車場を目指し、立体駐車場を整備する方針を御報告したところでありますが、その配置案の検討について御報告をさせていただきます。

資料、比較検討を御覧ください。

A案、B案、C案として、立体駐車場の配置を変えて比較いたしました。

下の図のA案は、右側が国道方面、上側が道道となりますが、茶色の部分が立体駐車場で、勝納川を挟んで図面右側に立体駐車場を位置づけております。

B案は、勝納川を挟んで駅舎側、C案は、道道側に立体駐車場を位置づけております。

上の表の左側の項目の駅舎からの近接性、雨雪からの防護、概算工事費などから、下段記載の判断といたしまして、マルのC案が最適としたところでございます。

資料下段の結論を御覧ください。

C案の配置とし、今後も引き続き基本設計を進めていくこととし、下の理由といたしまして、駅舎からの近接性で距離が一番短く、雨雪からの防護も可能で利便性が高いと判断したものでございます。

続きまして、北海道新幹線後志トンネル「天神工区」における対策土を含む発生土の仮置きについて御報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。

このたび、鉄道・運輸機構より北海道新幹線後志トンネル「天神工区」から発生する対策土を含む発生土について、張碓地区受入地への搬入が気象状況等により困難となった際の仮置きする場所について、資料記載の2か所とする旨の報告がございました。

なお、これは張碓地区受入地の場内搬入路が急勾配であり、冬期間吹きだまりや路面凍結等でダンプトラックが上れないことなどを想定し、一時的に対応するものであります。

場所といたしましては、（1）天神2丁目の民有地約820平方メートル、（2）朝里4丁目の民有地約1,770平方

メートルの2か所となっております。

なお、(2)朝里4丁目につきましては、右側の四角部分、※に記載しておりますとおり、状況により天神工区以外の仮置きも想定しているところでございます。

いずれの仮置場所につきましても、濁水処理施設などを設置することにより、必要な環境対策を行うこととなっております。

本市といたしましては、四角囲いの中、本市の考え方、記載のとおり、仮置きに関する必要な安全性は確保され、地元や関係者の一定程度の理解が得られていることから、当該仮置きについては問題ないと判断したところでございます。

「2 スケジュール(案)」についてですが、第4回定例会の本建設常任委員会にこの御報告をさせていただき、気象状況によりますが12月下旬より朝里4丁目、1月上旬より天神2丁目の仮置きを行う予定とのことでございます。

続きまして、北海道新幹線トンネル発生土の受入地(塩谷4丁目市有地)について御報告をさせていただきます。

北海道新幹線トンネル発生土の受入地(塩谷4丁目市有地)につきましては、さきの令和5年第3回定例会建設常任委員会において、当初想定受入量約9万立方メートルを変更で約24万立方メートルにする御報告をしたところですが、このたび手続が整い、令和5年11月28日付をもって発生土受入れに関する変更協定書が締結されましたので御報告をさせていただきます。

なお、受入量が増えることにより受入期間も延長することになりますが、受入期間の見通しをつけ次第、令和6年2月頃をめどに期間を延長する変更協定を締結する予定でございます。

○委員長

「小樽市立地適正化計画」の策定期間の見通しについて」

○(建設)三浦主幹

小樽市立地適正化計画の策定期間の見通しについて御報告させていただきます。

同計画につきましては、令和5年度内の策定を目指し、本年2月に策定いたしました基本方針、骨子に基づき策定作業を進めておりますが、居住や都市機能の誘導集約を図る居住誘導区域について、様々な角度からの検討が必要となったことから、令和5年度内での策定が難しい状況となっております。

今後、策定期間の見通しがつき次第、改めて別途、御報告させていただきます。

○委員長

「小樽市簡易水道事業経営戦略」の見直しについて」

○(水道)総務課長

小樽市簡易水道事業経営戦略の見直しについて、お配りしました資料に基づきまして御説明いたします。

1枚目で説明させていただきます。

まず、「1 本戦略について」ですが、銭函4、5丁目に立地する企業等に給水を行うことを目的とした簡易水道事業につきまして、国から将来にわたり安定的に事業継続することを目的とした中長期的な基本計画である経営戦略の策定を要請されたことから、平成29年3月に策定しているものです。

内容としましては、①事業概要、②将来の事業環境、③経営の基本方針、④投資・財政計画、⑤経営戦略の事後検証・更新等に関する事項で構成されております。

次に、「2 計画期間」ですが、本戦略の計画期間は平成29年度から令和10年度の12年間となっております。

次に、「3 本戦略の見直し」ですが、本戦略の計画期間が12年のうち、半分である6年を経過したことから、今回、見直しを行うものです。

次に、「4 見直しまでの流れ」ですが、左から四つ目となりますが、今回の経済及び建設常任委員会にて報告

させていただいた後、年内にパブリックコメントを行う予定で、パブリックコメントを実施後、御意見等があり修正の必要が生じましたら原案の修正を行う予定で、その後、本戦略の計画の決定を行うものです。

なお、決定した本戦略の計画については、次回の経済及び建設常任委員会にて報告させていただき、最終的に市ホームページ等で年度末までに公表いたします。

次に、「5 主な見直しの内容」ですが、これまでの主な取組、組織体制などを現状に合わせた内容に時点修正しておりまして、給水量、有収水量、料金収入などの各項目の数値につきましては、令和4年度までは実績値、令和5年度以降は、これまでの推移などから算出した推計値を記載しております。

なお、財政計画につきましては、令和4年度までは実績値を、令和5年度は決算見込数値、令和6年度以降は、収入では有収水量の増加に伴う料金収入の増加、支出では燃料高騰に伴う維持管理費の変動などを考慮した数値で計上しております。また、軽微な変更といたしましては、和暦や公用文などの文言の修正を行っております。

最後に、参考としまして記載させていただきましたが、現在、簡易水道事業では、当別ダムを水源とした石狩西部広域水道企業団から受水しておりまして、基本水量につきましては、年間基本水量に関する覚書により、令和6年度までは確定しております。令和7年度以降の基本水量は、今後、協議を行ってまいりますので、今回の見直しの後、基本水量、受水費などに大幅な乖離がある場合は、再度、本戦略を見直す可能性があるものです。

なお、本件については昨日、経済常任委員会でも報告しております。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

○中鉢委員

◎小樽市雪対策基本計画に係る具体の取組について

報告を聞きまして、二つお聞きしたいことがございました。

雪対策の関係で、まず一つ、小型除雪機の購入等の支援制度の部分で、試行町内会1団体というふうにございますが、どこの町内会団体なのか、お聞かせいただけでしょうか。

○（建設）維持課長

現在、試行団体は1団体ということについて御質問ございましたけれども、令和4年度に市内の各町内会にこういった制度ができた場合の意向というもののアンケート調査を行っております。そういった中で前向きな御回答いただいたのが10町内会あり、その中の一つということで、今回の建設常任委員会の中で報告した後、正式に打診したいと思っていますので、まだ確定していないので、この場で御報告はできない状況でございます。

○中鉢委員

◎住宅エコリフォーム助成制度の改正案について

もう1点、エコリフォーム助成制度改正案についてなのですが、これを見ておきますと、恐らくこれは国土交通省のエコ住宅支援制度を活用して、プラスしてゼロカーボンシティということになっていますので、その部分に項目を増やして、小樽市で上乗せをするというような解釈でよろしいでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今、委員がおっしゃいました国の制度は、国が直接補助するもので、これとは全く違う制度内容です。国の制度というのは、建物の所有者ではなくて、直接、事業者に補助して、事業者が所有者に対して補助分を還元している制度でして、今回の我々の改正案については、所有者に対して直接補助するもので、また別個の事業内容ということになっています。

○中鉢委員

あと、今説明いただいた資料なのですが、これは助成制度、助成金というような解釈でいいのかと思うのですが、助成金と補助金はラインがいろいろありまして、厚生労働省とかはよく助成金というのを使いますし、国土交通省はよく補助金というのを使って、あと、いろいろな解釈の中で、補助金というのはいろいろな審査がある中で、採択されたものに対して補助するという考え方があったり、助成金というのには条件を満たしていれば助成しますというような例と、補助、助成というのはいろいろと複雑なところがあるのです。

4ページ目のエクセルの左側の部分で、補助率、助成限度額というふうにあるのですが、細かいことなのですが、補助率とあれば、普通は補助限度額になると思いますし、助成率となれば、助成限度額というふうになると思うのですが、この辺りはどうしてそのようになっているか、お聞かせいただけますでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

この辺りは国の制度内容をそのまま言葉として使わせていただいたところですが、ただ、エコリフォーム助成制度と言うからには、助成金が正しい言い方かと思っています。

○中鉢委員

あと、助成金は予算の使い切りで、すぱっと切られるものだというふうに思います。条件を満たしていても出すのが遅いと、ある日までは全額出て、ある日からぱつんと切られてゼロになるというようなものだというふうに思いますので、その辺りはどうしても予算の関係で致し方ない部分があるかと思うのですが、それは申請される方にも十分説明していただきたいと思います。

◎除雪の体制について

次に、除雪の体制についてお聞きしたいと思っております。

今日は晴れて大変いい天気ですけれども、雪も降り始めまして、雪を心配するのはスキー場の方だけではなくて、除雪をしている方もこれから気をもむシーズンに入るのかというふうに思います。

前市長のときに除雪の体制が大きく変えられたかと思うのですが、現在のステーションの数は7か所であると思います。その7か所のステーションに関わる事業者数、そして、最近、いろいろとオペレーター不足という話も出ている中で、それに関わる業者の数、特段問題なく登録というか集まっているのかどうか、その辺りの見解をお尋ねいたします。

○（建設）維持課長

7ステーションに関わる事業者数でございますけれども、7ステーション合わせまして現在27社となっております。

また、事業者は特段問題なく集まっているかという御質問でございますけれども、今年度においては特に問題なく集まっているものと認識しているところでございます。

○中鉢委員

そうしますと、7ステーションで27社ということは、3社JV、4社JVがあるというようなことでよろしいでしょうか。

○（建設）維持課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○中鉢委員

今オペレーター不足は言われているのですけれども、どうしても力のある業者が多くて、札幌市に面する小樽市に対しても、オペレーターの取り合いが結構過激とも言われるものが行われているようで、月70万円を出すから来ないとか、結構オペレーターが引っ張られる事象というものもあるというふうに聞いております。

この後はオペレーターではなくて管理者といいますか、業務責任者についての話でございます。業務責任者の成

り手がなかなか不足しているというふうに聞いておまして、もちろん事業者の方は雪国の建設事業者として、ある種の使命感を持って除雪に対応していただいていると思うのですが、来年はしっかり管理者も業務責任者のフォローをしていただかないと、いや、来年はできないのではないかと、かなりぎりぎりの事業者も多いように聞いております。

そこで、除雪ステーションに対する電話の中には除雪に対する市民の声もあると思いますが、それをもしも集計していれば、数であるとか内容であるとか、その辺りをお聞かせいただきたいというふうに思います。

あと、建設部にも直接、問合せが来ているものがあれば、件数等が分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）維持課長

まず、除排雪に対する市民の声の総件数について御説明させていただきます。

令和4年度の実績では総数で2,292件となっております。内容の内訳といたしましては、我々で14項目に分けてございます。まず一つ目は除雪依頼、二つ目として除雪後の苦情、三つ目として排雪依頼、四つ目が排雪後の苦情、五つ目が砂まき依頼、六つ目がロードヒーティング関係、七つ目は補修依頼、いわゆる物損といったものでございます。八つ目が落雪、九つ目が砂箱の砂の補充、10個目が違法駐車ということです。11個目が道路への雪出し、12個目が除排雪計画に関するもの、13個目はその他で、14個目が貸出ダンプ制度に関するものでございます。

また、総件数の内数として、除雪ステーションに寄せられる市民の声と、建設部に直接寄せられる市民の声の件数につきましては、ステーションの受付が総数に対する約30%ということで約600件、市建設部の受付が総数に対する70%ということで約1,700件となっております。

○中鉢委員

そのような電話の中には、除雪ステーションに本来すべきでないようなものも含まれていて、車が止まっていて除雪の邪魔であるというのをステーションに電話してみたり、近隣のお宅の除雪のマナーが悪いとか、少々筋違いなものも含まれているというふうに聞いております。除雪は、主に夜中から通学・通勤前の時間帯まで、大雪ともなれば昼夜を分かたず除雪事業者の方は作業されているかというふうに思うのですが、それが終わった後に電話を受けて雪を持っていけというケースもあると聞いています。

そこで質問になりますが、除雪ステーションには常時誰かが待機しているのか。また、電話をした際、不在の場合は業務責任者に電話が転送されるのか。また、転送というのは24時間行われるものなのか、これについてお聞かせいただけでしょうか。

○（建設）維持課長

ただいま3点ほど御質問をいただきました。まず一つ目の、除雪ステーションに常時誰かが待機しているのかということでございますけれども、日中は業務主任が1名、副業務主任が2名以上配置されております。

二つ目の除雪ステーションに受託者が不在となる場合、転送電話にて対応することとしており、転送先につきましては、基本的に業務主任または副業務主任となっております。

3点目の、転送は24時間対応かということでございますけれども、地域総合除雪業務の業務期間中は通常勤務時間外等の苦情、問合せに対応できるよう措置を講じることとしておりますので、転送電話の対応については24時間体制となっております。

○中鉢委員

市民の声の中には、苦情に近い内容であるものであるとか、先ほどお話ししたような少し筋違いな問合せの話を聞かなければならないのだと思います。例えば、置き雪であるとか、対応できる、できないのルール、線引きというのは大変微妙で難しい問題かというふうに思うのですが、その線引きは、除雪センターと建設部でしっかり統一されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○（建設）維持課長

ただいま委員から、置き雪ということでお言葉ありましたけれども、例に取って少しお話しさせていただきますが、置き雪の苦情は例年多く寄せられているところでございますけれども、市の除雪作業は限られた除雪機械で、交通量の少ない深夜から通勤・通学時間の前までの短時間で完了させなければならないことから、道路脇に雪を寄せる、かき分け除雪を実施しております。このことから、除雪後には必ず玄関前や車庫前に置き雪が発生します。市民から置き雪の問合せがあった際は、除雪ステーション、市役所でも同様の説明を行っており、御理解いただくよう努めているところでございます。

○中鉢委員

それで、あと除雪ステーションの電話についてなのですが、どうしてもステーションでうまく自分の考えが受け入れられないという方というのは上に、つまりは建設部に電話して、ステーションで駄目だったら建設部というようなケースもあるのだと思います。そのような中で、建設部の方が対応されて、面倒だから対応してあげてというようなケースもあると思いますので、その線引きはよろしく願いいたします。

除雪ステーションの電話ですが、ほかの自治体はどのように対応しているのか、小樽市と同じように24時間対応しているのか、分かればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○（建設）維持課長

他の自治体の対応につきましては、現在、把握しているところでは、小樽市近郊の自治体である札幌市、恵庭市、岩見沢市、石狩市、北広島市では、24時間対応していると伺っているところでございます。

○中鉢委員

業務責任者の方も大変だと思います。先ほどお話ししたように、除雪は主に夜中から明け方までされて、ただ、除雪の状況を市民が確認するのは日が出てから、朝から昼にかけてとなると、昼ぐらいに電話が行くというケースもあるかと思えますし、また、夕方というケースもあるのかもしれませんが。24時間で作業している方、または対応されている方ですので、24時間ではなくて、例えば、その時間については建設部にお電話くださいとか、逆にこの時間は建設部ではなくてステーションに電話してくださいというような形を取れば、ステーションの業務管理者の方もゆっくりな休息の時間もできるかと思えます。先ほどお話しさせていただいたように業務管理者の方もかなり大変な思いされていますので、この冬は難しいのかと思うのですが、業務管理者の方の負担も少しを考えていただければというふうに思います。

それで、この雪の話なのですが、広報おたるでは、建設部所管の小樽市雪対策計画において、社会福祉協議会が行っている福祉除雪サービス、また、置き雪対策等も紹介されておりました。11月号、12月号と連続して雪に対する特集が組まれておりました。もちろん、雪が降る前に早めに市民の皆様にお知らせをするというのは大変親切で優しい対応だと思うのですが、ただ、やはり雪が本格的に降る1月、2月に雪の情報を入れていただいたほうが、市民の方は助かる部分があるのではないかと思います。

もちろん、紙面の都合もあるかと思うのですが、ぜひとも雪に対する問題というのは、先ほど電話の件数も2,000件を超えているということですので、住民の方にとっての一大関心事でありますので、11月号、12月号ではなくて1月号、2月号でも、雪に対する部分を作っていただけるように、ただ、今から1月号というのは難しいと思いますけれども、検討していただければというふうに思います。

◎中心市街地整備について

次に、中心市街地整備についてでございます。

さきの定例会の代表質問の中で、我が会派の中村吉宏議員が質問いたしました件でございます。小樽駅前広場、小樽駅前第1ビルを含めた小樽駅前の中心市街地整備を行うための国の補助メニューなどが用意されておるようでございます。

まず一つ目の質問といたしまして、中心地市街地整備についての都市構造再編集中支援事業についての御説明をお願いいたします。

○（建設）三浦主幹

中心市街地整備についての都市構造再編集中支援事業とはどのような事業かとの御質問でございますが、中心市街地での整備に限定した事業ではございませんけれども、令和2年度の国土交通省における都市再生整備計画事業制度の再編等に伴いまして創設された事業制度でございます。小樽市立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し、集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造への再編を図ることを目的とした事業でございます。

○中鉢委員

また、都市構造再編集中支援事業なのですが、本市では今後どのような場面で生かそうと考えているのか、お示しください。

○（建設）三浦主幹

本支援の事業における活用についての御質問でございますけれども、中心市街地での整備に限らず、公共施設の新設や建て替えなどに活用可能と考えておりまして、採択要件がかなり複雑なものでして、最終的には国の判断になりますけれども、今後の総合体育館等の建て替えなどに活用が可能であると考えてございます。

○中鉢委員

続いて、駅前広場整備について、街路事業についての補助メニューがあると答弁いただきましたが、街路事業についての概要をお示しください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

街路事業の概要につきましては、国の社会資本整備総合交付金の補助メニューの一つでございます。都市計画法に基づき決定された駅前広場や道路などを整備する際に、活用可能な補助であります。国費率につきましては、事業費の10分の6となっております。

○中鉢委員

同じく、駅前第1ビルの再開発については、市街地再開発事業の補助メニューがあるとの答弁がございました。こちらについても概要をお示しください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

市街地再開発事業の概要につきましては、国の社会資本整備総合交付金の補助メニューの一つでございます。都市再開発法に基づく市街地再開発事業に活用可能な補助でございます。土地の整備に関わる費用や、再開発ビル利用者が使う通路や駐車施設といった共同施設整備などの費用が補助対象となり、その補助対象費用を3分の1ずつ、国、市、事業者が負担するものでございます。

○中鉢委員

市街地再開発事業の補助メニューと、かつての中心市街地活性化に基づく補助メニューとの内容の違いについて、お示しください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室松山主幹

従前は、市街地再開発事業の補助条件の一つとして、再開発事業を小樽市中心市街地活性化基本計画に位置づける必要がございましたが、平成26年の社会資本整備総合交付金の交付要綱改正で、中心市街地活性化基本計画は条件から外れ、代わりに立地適正化計画に位置づけることに条件が変更されてございます。

なお、中心市街地活性化基本計画が立地適正化計画に条件が変わっても、国の負担割合や交付対象となる施工者につきましては変更ございません。

○中鉢委員

◎JR 銭函駅 IC 対応改札機の設置について

続きまして、JR 銭函駅 IC 対応改札機の設置についてです。

JR 銭函駅山側への IC カード対応改札機の設置について、答弁の中で、山側の道路が狭隘である点、交通量増加につながるのではとの指摘がありました。

そこで、付近住民の理解が得られるかなどの課題があると考えておりますとありました。このような事例の場合、どのような条件を満たせば、付近住民の理解が得られたと判断するものでしょうか。過去の事例なども交えながらお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

まず、答弁の前提といたしまして、JR 北海道が駅の裏に改札口を設置することを了とすることと、市の負担が発生する場合は、その負担を負担可能かどうか、そういった部分が整理された上でのお話となりますけれども、住民の合意につきましては、付近住民の方や地元町内会との意見交換などを開いて、その中で一定程度の合意を得ることが一つの判断目安となるかと考えております。

また、近年同様の事例はございませんけれども、例えば今、JR 小樽築港駅前の交通環境の整備を行っております。その際には、地元町内会と学校、あとは関係機関が入った協議会を開催いたしまして、そこで話し合った内容について回覧板で地元の町内会に回覧いたしまして、地元の住民から意見を募ったという事例がございます。

○中鉢委員

◎ロケ地の原状復帰について

次に、ロケ地の原状復帰についてというテーマでございます。

まだ続いているのだと思いますが、小樽市内でネットフリックスの作品の撮影が行われております。小樽市内各所がロケ地となっており、真栄の水道用地、私はその下に大きな水道管が入っているというふうに地域の方からお聞きしましたが、そこが撮影に使われました。恐らく、水道局にも使用許可などの何かしらの申請が出ているので場所についてはお分かりかと思えます。

まず、その土地が水道局の用地となっている理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○（水道）サービス課長

水道局の用地となっている理由についてですが、当該地は豊倉浄水場から市内中心部に飲料水を送る重要な送水管などが埋設されており、その管を維持管理するためであります。

○中鉢委員

夏は水道局の用地なのですが、人が通られるようになっていて少し雑草が生えたような空き地となっております。そこでロケが行われて、そこに建物の工事もやっていたのですが、主に斜面の土地なのですが、枕木のようなものを置いて階段が造られておりました。

そこで質問いたしますが、水道局の用地は階段部分のみなのでしょうか。また、土地を利用させるに当たって、どのような取決めがあったのか、お示してください。

○（水道）サービス課長

水道局の用地についてですが、階段のみではなく、横のり面も水道局の用地となっており、建物の敷地については民地となっております。当該地は送水管等の重要な水道管路が埋設されており、異常時には早急に掘削し修繕する必要があるため、工作物の設置は原則、認めておりません。

今回のケースは、撮影場所としての仮設階段設置であり、撮影が終了した際には自己の費用で現状に復すことを条件に一時的に認めたものであります。

○中鉢委員

原状復帰が基本であるということは理解いたしました。

ただ、周辺の住民の方から、歩きやすくなったのでそのまま残してほしいという話があったり、観光資源になるのではないかと。実際ネットフリックスの作品の中では、主人公が住んでいるお宅とそここのアプローチの階段というようなシーンというふうにロケが行われたようでございます。

残してほしいという話があるのですが、その用地を水道局として使う、もしくはその部分で工事を行うという予定があればお聞かせください。

○（水道）水道事業課長

当該用地に埋設されている水道管につきましては、第2次小樽市上下水道ビジョンに基づく更新予定箇所に該当していないため、現在のところ令和10年度までは更新工事は予定しておりません。

○中鉢委員

確かに、簡易的に造ったものですので、恒常的に使われる階段かも分かりませんし、原状復帰という話もありますので、今は雪の下になっていると思いますし、また、地域住民の方にも残すことがいいことばかりではないと思いますという話を私からもさせていただいて、観光客の方が仮に多く集まると、騒音であるとか、ごみの問題というものも発生すると思いますけれども、それでも残しますかというような話を、私はこの話を聞いたのは8月頃だったのですけれども、残してほしいと。

ただ、町内会であるとか、もう少し広い範囲でお話を聞いてみてくださいということでございますが、今、水道局の条件といいますか、原状復帰という話も含めまして、また御相談をさせていただくかと思いますが、議論を深めさせていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○白濱委員

◎市道の路側帯について

まず、市道の路側帯についてお伺いしていきます。

道路は交通安全上、車と歩行者が分離して利用できるような歩道が整備されていることが望ましいのですが、そのような道路を構築するには膨大な土地と費用が必要であり、なかなか実現することが難しいというのが実情だと思われま。そのため、歩道のない道路では歩行者や自転車は安心して通行できるよう、路側帯が設けられている場合があります。

まず、路側帯の定義と設置者をお知らせ願えますでしょうか。

○（建設）建設課長

路側帯の定義と設置者につきましては、歩行者の通行の用に供し、歩道のない道路や歩道のない側の道端寄りに白線によって区画された帯状の道路の部分を行います。

本市では、道路管理者として路肩部分に歩行者の歩行空間の確保や車両の停車などのために設置しております。

○白濱委員

路側帯にも種類がいろいろあるようですけれども、路側帯の性質をここでお知らせ願えますでしょうか。

○（建設）建設課長

路側帯の性質でございますが、自動車と歩行者の通行区分を明示し、歩行者等の通行の安全性を向上させるために設けられるもので、本市では外側線に加え、ラバーポールやカラー舗装を設置しているものもございます。

○白濱委員

市内の市道には、傾斜のある道路や道幅の狭い道路、人通りの多い道路、またはその逆で人通りのまばらな道路、車の往来が多いまたは少ない道路、また、場所、時間、季節により様々な道路の様子が見受けられますが、歩道のない全ての道路に残念ながら路側帯が設けられているわけではありません。路側帯の必要な道路、そうでない道路があると思います。

そこでお伺いいたします。現在、市内の市道における歩道のない道路において、路側帯の必要性の判断の基準、または設置の目安などはあるのでしょうか。

○（建設）維持課長

ただいま、路側帯の必要性の判断の基準または設置の目安などについて御質問がございました。

一般的には車道の幅員が3メートルあり、歩行者の通行する幅が75センチメートル確保できるところであれば、設置は可能と考えてございます。

○白濱委員

それでは、安全対策といたしまして、路側帯の設置が必要な場合があると思います。例えば、歩道のない交通量の多いスクールゾーンはそうだと思います。設置には歩行者や交通量の調査が必要だと思います。そこでお伺いいたしますが、地域住民などから設置要望がある場合、道路の調査は本市で実施いただけるのでしょうか。

○（建設）維持課長

地域住民からの要望を受け、調査は市で実施していただけるのかという御質問でございますけれども、設置要望が寄せられましたら、本市が道路幅員や自動車、歩行者の通行状況などを現地で確認し、その必要性について検討することになると考えております。

○白濱委員

小樽市は観光都市でもあり、多くの外国人が訪れます。道幅の狭い歩道のない、特に一方通行道路では、道の真ん中を昼間に歩行する姿をよく見かけます。

現在は雪道で道路が隠れておりますけれども、雪解け後このような道路への路側帯の設置について、安全対策上、積極的に取り組んでいかれることをお願い申し上げます。

◎市道の維持管理・補修について

続きまして、市道の維持管理・補修についてお伺いいたします。

冬の路面管理と夏の路面管理は一貫した道路の維持管理として大変な作業であり、大切な業務であると思われま。市民生活の安全のために取り組まれていることに感謝申し上げます。

道路施設の補修についてお伺いさせていただきます。本市では道路施設の異常箇所を道路パトロールによる発見、市民からの危険箇所の発見による連絡により補修作業に努めているということですが、市民は道路がどのような状態になっている場合に連絡したらよいのかをまずお示してください。

○（建設）維持課長

市民が道路の異常に関して通報する際の目安といたしますか、基準でございますけれども、そういった具体的な基準ですとかは定めてございませんけれども、特に道路の舗装の破損により、自動車ですとか歩行者の通行上、支障が生じている場合、例えば、穴が空いているだとか、舗装に段差があるというような事例が見受けられた場合ですとか、道路脇に設置されています側溝の蓋が壊れていて人が歩く際、横断する際に危ないといった事象があった場合に通報していただいている状況でございます。

○白濱委員

次に、昨年度は気象状況の影響により、ポットホール、路面のひび割れや穴が多く発生したとお聞きしております。

そこで伺いますけれども、昨年は市民からの道路舗装の異常箇所の発見による連絡は何件あり、そのうち作業した件数は何件なのか、データがあればお知らせください。また、道路パトロールによる異常箇所の発見も同様にお知らせ願います。

○（建設）維持課長

まず、令和4年度の実績ということで、道路施設の異常に関する市民の声の総件数からお話しさせていただきたいと思えます。

全体で、昨年度は2,795件ございました。ただいま委員から舗装に関するお話がございましたけれども、舗装道路の補修に関する件数といたしましては、この2,795件のうち607件でございます。このうち、補修等の作業を行ったものは509件となっております。

また、建設部の道路パトロールによる異常箇所の発見については、607件の内数になりますけれども28件ございまして、この28件中28件全て補修等の対応を行っているところでございます。

○白濱委員

補修作業は100%ではないようですけれども、その理由などについてお聞かせ願います。

○（建設）維持課長

補修等の要望等をいただいた607件のうち100%作業を行っていないということですが、現場の確認を行ったところ、いただいた場所が建設部が管理する以外のものであったり、また、建設部が管理するものであっても老朽度合いが少なく、現状において自動車や歩行者の通行に支障がないことを確認し、当面観察といいますか、継続して様子を見ることとした件数などがあることから、100%作業を行っていないということになります。

○白濱委員

今お答えしていただいたように、市民の皆様から、道路が少しおかしい状態になると連絡がありまして、それで直らないとやはり、多少の不満は残るとは思うのです。今の御説明をお伺いいたしまして、どの程度直していいか悪いかの精査は市民の皆様には分かりませんので、そういった事情であるということがよく分かりました。それでも、少し変だと気がついたら気軽に連絡していただくことが必要だということもよく分かりました。

それと、昨今の気象状況から鑑みますと、来年の春は補修箇所がまた今年より多く発生することも考えられますので、夏冬一貫した路面管理の観点から、引き続き適切な御対応をお願い申し上げます。

◎こどもまんなか公園づくり支援事業について

続きまして、国のこどもまんなか公園づくり支援事業についてお伺いしていきます。

令和5年6月13日に閣議決定しました、こども未来戦略方針により、国土交通省では来年度、子供や子育て世帯の目線に立った公園整備を進めるために、自治体に対する新たな支援制度として、こどもまんなか公園づくり支援事業を創設することとありますが、本市が計画中の小樽公園再整備事業に、この新たな支援制度を活用できないだろうかという観点でお聞きしていきたいと思えます。

まずは、この新たな支援事業で国が示されている目的をお知らせ願います。

○（建設）公園緑地課長

こどもまんなか公園づくり支援事業について御質問がございました。

国からは本支援事業に関わる詳細は示されてはおりませんが、令和6年度予算概算要求概要によりますと、「公園で遊ぶこどもの声に苦情が寄せられるなど、社会全体としてこどもを産み育てることをためらわせる意識・雰囲気もある中、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て世帯

帯の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備等を支援する「こどもまんなか公園づくり支援事業」を創設する。」と記されてございます。

○白濱委員

やはり国も親子の交流はもとより、親同士の交流、地域住民との交流の場所としての公園の役割の大切さを推し進めているということがよく分かりました。

それでは、この支援事業の事業概要というか、どのようなものであるのかをお知らせください。

○（建設）公園緑地課長

支援事業の事業概要につきましては、先ほどの答弁の一部繰り返しになりますけれども、国からは本制度に関わる詳細が示されておりませんので、事業概要につきましては承知しておりません。

○白濱委員

新事業の詳細が早く示されることを願っております。

現在も社会資本整備総合交付金を活用した都市公園整備の補助がありますけれども、対象が比較的大きな公園に限られております。新事業では、より小さな公園のほか、既存の公園を改修する場合も支援するとのことでありませぬ。

そこでお伺いたします。現在の小樽公園再整備事業は、現状の社会資本整備総合交付金などの支援制度や、今回の新たな支援制度を適用できるのでしょうか、お示ください。

○（建設）公園緑地課長

ただいまの御質問につきまして、小樽公園再整備事業においては、既存の公園施設を改修する場合には社会資本整備総合交付金対象事業のメニューである公園施設長寿命化対策支援事業の対象事業とすることが可能であります。

しかし、こどもまんなか公園づくり支援事業につきましては、国から本制度に関わる詳細が示されておりませんので、小樽公園再整備事業が本制度の対象となるかどうかにつきましては分かりませんが、今後の国の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○白濱委員

新事業が活用できるとよいと思っております。小樽公園再整備には多くの市民が期待を寄せておりますので、これからどうぞよろしく願いたします。

◎空き家対策について

次に、空き家対策について、先日視察で富山県高岡市に行つてまいりまして、本市における空き家についてお伺いさせていただきます。

本市における空き家対策は着実に進展しているものと思われまふ。今年1月に発刊された空き家ガイドブック(改訂版)は、市民により分かりやすく工夫されており、記載されております。今申し上げましたとおり、先般、当委員会で視察へ行かせていただきました高岡市は人口約16万4,000人でありまふ。その中で、同市が令和2年度から取り組んでいる高岡市空き家賃貸活用支援事業がとても目につきました。この事業は、空き家の活用を促すため、空き家を個人の居住用の賃貸物件として貸し出すために必要な改修に対する支援を実施するものです。令和4年度は15件、本年度も既に14件の申請があるとのことでした。空き家解消につながるよい事業と思われまふ。

そこでお伺いたします。本市においても、高岡市のような空き家賃貸活用支援事業を実施していくことについての見解をお聞かせください。

○（建設）木村主幹

空き家を活用した支援ということでございます。具体例を挙げさせていただきましたけれども、この空き家賃貸活用支援事業、こういったものも含めて様々な支援があるというふうを考えられますけれども、どの事業につきまして

も一定の財政負担が伴いますことから、今後は様々な施策について情報収集をまず行うとともに、効果的な事業について調査を行い実施してまいりたいと考えております。

○白濱委員

ちなみにこの事業は、改修後、入居者が決まった段階で補助金が交付されるということでありました。

もう1点注目してきたのは、老朽危険空き家除却支援事業として、特定空家等の補助金額が1棟の除去工事費の5分の4で上限400万円まで、例えば、つまり500万円の工事費に対して400万円、工事費の8割までの補助支援ということを伺ってきました。老朽空き家が危険な状態にならないうちに除去してもらいたいという趣旨と説明を受けてきました。

確認のためにお聞きいたしますが、本市の特定空家等の除去費の助成について、お知らせ願います。

○（建設）木村主幹

対象物件といたしましては、特定空家または特定空家と同等の状態にある危険なものというのがこの助成制度の対象でありまして、助成額はかかる費用の3分の1、上限は30万円となっております。

○白濱委員

予算のかさむことですので、よしあしは別といたしまして、視察先の高岡市では老朽空き家除去支援事業の制度を活用し特定空家等が除去され、現在は特定空家は1件ということでありました。

本市では現在37件の特定空家等があると伺っております。補助率を少しアップすると、特定空家等の解除が進行するかもしれません。37件中28件については指導可能な物件とのことですが、指導・助言の中で、除去費用のことについて、所有者等から声が上がっているものでしょうか。

まず、助言・指導の中から一例をお知らせ願えればと思っております。御質問させていただきます。

○（建設）木村主幹

一例ということでございますけれども、特定空家を指導していく中で、大きな2点ということでお話をさせていただきますと、まず相続人が複数、10人、20人という形になり、なかなか相続人間で解決ができず解体に至らないというような物件と、それから、こちらから繰り返し指導を行っているもののレスポンスがないといった中で、なかなか特定空家が解決していかないというような状況でございます。その中でも解体のお話が出ることもございますけれども、こういった場合につきましては、私どもから市でこういう制度を持っていますよというお話をさせていただきます。

近年では、増額についての具体的なお話というのは出ておりませんが、令和4年度、5年度の中では1件、この助成制度を使って特定空家が解体されたという事例がございます。

○白濱委員

なかなかお金が絡んだり、整理するという点については双方大変なことだとは思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

特定空家の除去、老朽化した危険な空き家の解消は、やはり、空き家全般の適正管理、近隣住民の安心・安全な生活を相互に守っていく上で重要なことでもあります。視察先の事業が本市の空き家対策への一助になりますようにと思ひ、それと併せて、より一層の取組をお願い申し上げます。

◎空き家バンク制度の見直しについて

次に、直前の質問と連動しますが、空き家バンク制度の見直しにつきましてお尋ねしたいと思います。

北海道空き家情報バンクへ一本化することにより、全国版空き家バンクとの連携が図られまして、移住の問合せも増えてくるものと期待しております。いま一度、富山県高岡市の例をまた挙げますけれども、空き家・空き地の情報バンク設置を平成20年度から取り組んでいるようで、全国版の閲覧からは県外からの問合せや移住等もあるとのこと、登録件数が累計349件、契約成立件数が190件とのこと、本市も大いに期待できるものと思われま

特に、北海道外からの移住者への空き地、空き家や古民家へのリフォーム支援事業など、今後、積極的に取り組むことにより、成約に結びつく可能性が高いと思われましても、北海道空き家情報バンクへ一本化することと連動いたしまして、今後どのような空き家支援対策を検討されておりますか、お聞きいたします。

○（建設）木村主幹

空き家に対する支援ということでございますけれども、空き家購入費の補助、空き家改修費の補助、除却費に対する補助、跡地への新築に対する補助など、空き家、空き地についての補助制度というのは様々なものがあるわけでございますけれども、今後は本市にとって重要な施策であります移住・定住施策、子育て支援、住宅施策誘導の観点などを考慮いたしますとともに、北海道空き家情報バンク物件との連動につきましても、本市にとってどのような施策が効果的なのか、調査研究してまいりたいと考えております。

○白濱委員

相当な効果に期待しています。

○小樽市雪対策基本計画に係る具体の取組状況について

次に、小樽市雪対策基本計画に係る具体の取組の中で、小型除雪機等支援制度については本当にありがたい制度だと思っております。需要は一定数あるものと推察しております。3年程度の試行を継続し、メリット、デメリットの検証をするとのことでもありますけれども、試行町内会が1団体だけではサンプルを上げるのには少ないのではないかと思っております。複数のサンプルがあったほうがよいのではないだろうかと思っておりますけれども、このことについての事情の御説明をお願いいたします。

○（建設）維持課長

ただいま委員から、試行のサンプル数が少ないのではないかと御質問でございますけれども、委員がおっしゃるとおり、サンプル数というものはやはり、地域によって道路事情も違いますし、地域のコミュニティーの状況というのも違いますので、複数のサンプルがあったほうがよいというのは御意見のとおりでございます。

ただ、今年度につきましては、建設部で用意できる小型除雪機というのが何分にも1台しか手だてできなかったものですから、今回このような形を取らせていただくわけですが、小型除雪機貸出しの試行につきましては、御指摘のとおり様々な御意見を伺うため、今年度の試行も含め3年間で3団体以上の試行を考えているところでございます。試行の結果を踏まえ、メリット、デメリットを検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○白濱委員

限られた範囲での試行ということでもよく分かりました。デメリット、メリット等の検証をしっかりお願いしたいと思えます。

10団体ほど申入れがあったということで、この団体が試行するための条件というか、環境は、どのような環境が整った場合なのでしょう、こちらも併せてお示してください。

○（建設）維持課長

試行するための条件といいますか、環境ということでもございますけれども、まず、大きいところで言いますと、作業場所についてですけれども、市の除雪がなかなか行き届かない歩道や車道、また、高齢者世帯の通ずる物件と道路を接する玄関先などを想定しているところでございます。

具体的場所につきましては、今後、試行に御協力いただける団体への聞き取りを行いまして、作業場所を選定してまいりたいと考えております。

また、二つ目として、除雪機の保管場所についてですけれども、やはりこの御時世、盗難防止という心配もありますので、基本的には屋内の保管をお願いしたいというところで考えているところでございます。これによらない場合もあるかと思っておりますので、その辺については別途町内会と協議してまいりたいと考えております。

○白濱委員

もう1点お伺いさせていただきますが、先ほどの雪押し場の確保に関わる制度設計の中で、固定資産税及び都市計画税を減免する制度がやむを得ず今年度はうまく行かないということで、他の方策を検討すると御報告を受けましたけれども、この他の方策というか、何か現状でお示しできるものなどはありますでしょうか。

○（建設）維持課長

雪押し場の制度設計の検討については引き続き進めるところでございますけれども、今、市の除雪で入れていまず比較的もう少し大きな、中規模な雪堆積場が今後2か所ほど使用できなくなる見込みがあるものですから、まずは優先的にそういったところを喫緊に対応しなければいけない部分なので、中規模程度の雪堆積場を確保するための制度の検討が必要ということで、そちらを進めていきたいというふうに考えてございます。

○白濱委員

今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。いずれにいたしましても、雪にまつわることが市民にとっては本当に心が痛む問題でありますので、今シーズンも対策をくれぐれもよろしくお願ひしたいということを申し上げます、私の質問を終了させていただきます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後3時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎小樽市雪対策基本計画に係る具体の取組状況について

小樽市雪対策基本計画に係る具体の取組状況についてということで、今回、資料を示していただきました。

「1 雪押し場の確保に係る制度設計」の中の（3）制度化に向けた調査で①現地調査、②所有者調査というところでありますけれども、この①、②に要する時間、期間というのはどのぐらいかかったのですか。

○（建設）維持課長

制度化に向けた調査についての御質問でございますけれども、まず①現地調査についてなのですが、令和4年度の地域総合除雪において、各業者が使っております、まず、民間の民地の雪押し場について、こういったところを利用しているのかという実態調査を昨年度に行ったところでございます。

昨年度の結果、民地で309か所ほどの雪押し場を使用しているわけですが、これについて、一度、建設部建設事業室維持課でどのような場所が配置されているのかというのを地図で確認した上で、雪解け後から夏場までにかけて、職員が1か所ずつ現地を歩いたという調査でございます。

特に、土地の所在範囲というのを確認するために境界ぐいが入っているとといったものも確認しながら作業を行ったところでございます。

②所有者調査についてですが、これも現地の調査と並行しながら、対象となる土地の、いわゆる登記簿を取って所有者の確認を行ったりしていたわけですが、その際には登記事項証明の写しですとか、地籍測量図

の交付の手續といったものを法務局で行ってきたところです。

その後、特に土地が共有になっているものについては、共有者名についてどのぐらいいるのかとか、どのぐらいの割合なのかとか、もしくは共有者が実際に存在するのか、しないのかも含めて、戸籍調査のようなことを行った次第でございます。

○秋元委員

現地調査309か所で行ったということで、これは事業者が雪押し場として使っていた場所ですよ。そもそもそういう使い方をされていたのに、改めて境界ぐいの調査をしなければならない理由、あとは現地調査をするというのは分かるのですけれども、そもそも所有者調査というのが少し分からなくて、本来であれば所有者の了解、許可を得た上で雪押し場として利用するというのも当然だと思うのです。

改めて今回309か所を調査し直さなければならなかったということは、そこを利用していた方々が、ある意味、勝手に使っていた場所もあるというようなこともあるのですか。

○（建設）維持課長

この309か所のうち、市から直接事業者に対して依頼しているもの、お願いしているものもございますけれども、大半が、従来から除雪業者の知り合いだとか、地先の人から、ここは空いているから使っていていいよという中で使っていたということでございます。

今回の制度設計をするに当たり、今、我々が妥当だと判断した固定資産税及び都市計画税の減免制度を適用するに当たっては、それなりの基準とか条件を設けた中で減免することについての不公平感がないようにしなければいけないという考えの下、まず、雪を入れる場所を具体的にどの範囲だという特定をする必要があるため、境界ぐいとかの確認を行ったところでございます。

それと、減免制度を運用するに当たっては、今度、市が直接お願いする形になるわけですから、市からお借りしたいという形の土地承諾を土地所有者にいただくために、そういう手續を踏んだ上で制度に当たろうということで考えておりましたので、その辺を総務部総務課行政係と相談しながら、複数所有者がいた場合の土地使用承諾の取り方だとかを確認するために、改めて所有者を確認したところでございます。

○秋元委員

少し意外だったといえれば意外なのです。やはり、先ほど言ったとおり、本来であればしっかり許可を取って問題がないように使用しなければならないのに、そういう309か所の中に土地の境界ぐいの有無ですとか、相続人の調査をしなければならないような土地が含まれていたということが少し意外でした。

本来この雪対策基本計画というのは策定されたときにも固定資産税の減免ということも記載されておまして、これまで各委員が質問されていたかと思います。私も質問したことがあったと思います。

なぜ今になって、こういう問題が出てきたのかは少し解せないところなのですが、本来であればもっと早い段階で分かっていたらいけなかったのです。先ほどのお話だと令和4年度になって調査を開始したということでありましたけれども、もし分かる方がいらっしゃいましたら、それまで固定資産税の減免に対する制度の確立に向けて、どういう議論というのがされてきましたか。

○（建設）維持課長

小樽市雪対策基本計画が策定されたのが、令和2年12月ということでございますけれども、策定時点では、既にその年の除雪対策本部はもう設置されて、当然ながら市内全体にわたって除排雪業務が始まっている頃だと思しますので、そのシーズンについては、具体的な取り組むべき施策について検討する時間はなかったのかと思っております。春の雪解け後、その年度の除雪状況について、いろいろな反省だとか課題だとかがあったと思うのです。そういった中の課題を受けての次年度の除排雪作業に向けて、やはり、整理しなければならないことは優先的であったのではないのかということが考えられるところでございます。

○秋元委員

それで、(4) 調査結果に基づく課題と問題点ということが示されております。この中の④制度化した場合、除雪費の増額さらには市民生活に影響が生じると記載されております。

ここで言う除雪費の増額というのが具体的にどういうことなのか。また、市民に影響が生じるということはどういうことを言っているのかについてはどうですか。

○(建設)維持課長

この雪押し場に係る制度設計の検討の目的ですけれども、近年除雪業務においては、除排雪作業に必要な人員ですとか、ダンプトラックの確保が困難な状況が見受けられ、今後、除雪体制の維持や担い手不足の解消に向けた取組の一つでございます。

その取組として、各地域における空き地を雪押し場として確保することで、ダンプトラックによらない除雪作業が可能となり、その結果、将来に向けて安定的な除排雪体制を維持する一助になるものと考えているところでございます。

それで、先ほども少し説明させていただきましたけれども、雪押し場の固定資産税及び都市計画税を減免にするに当たり、様々な条件が、やはり一定のルールというものを決めなければいけないというお話をさせていただきましたけれども、私たちの考えでは減免の対象とする土地については、間口の広さですとか、先ほどお話ししました雪を入れる場所の範囲が明確に分かるようにしないといけないといった条件もいろいろ考えていったときに、もともと309か所あったところが、おおむね100か所減る見込みになりました。そうすると、従来まで雪押し場に入れていた、制度設計をする前は、そこに雪を押し込んで、なるべく排雪の費用を低減するだとか、極力置き雪に配慮するだとか、いわゆる市民サービスという部分の向上を図るため、何とかこれまでやってきたところですが、この制度設計によって、要は減免対象とならないものの土地が従来どおり使えるかどうかという部分の懸念があります。

そのことによって、逆に今ある雪押し場の数が減って、その分、運搬排雪の回数が増えてしまうだとか、置き雪の発生する頻度が高くなって市民生活への影響を及ぼすといった考えで整理したところでございます。

○秋元委員

ということは、例えば、今回の減免制度を実施しない場合には、今回、明らかになった309か所の雪押し場の扱いというのはどういうふうになりますか。このまま使っていくのか、それとも場合によっては、一定程度調査したわけですから、使える場所、使えない場所が多分、出てきたと思うのです。そういう場合はどうしても減らさざるを得ない状況になってくると思うのですけれども、その辺についての整理はどうですか。

○(建設)維持課長

今年度につきましては、少し制度設計の確立が難しいため、各ステーションに協力いただきながら、従来使えるところは使っていきたいというふうに考えているのですけれども、今、制度設計をするに当たって出たもう一つの選定する要件として、昨今、小樽市内で土砂災害警戒特別区域が五百数か所指定されている状況になります。特に、レッドゾーンと言われる特別警戒区域については、今後、雪を押し込むことによって、融雪時にのり面等とか崖面等にどういう影響を及ぼすか分からないので、そういった部分についてはこの309か所から除いた形で利用していきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

雪押し場は制度設計をしなくても、しても減ってしまうという状況になるのだろうというふうに思うのです。当然そうすると、除排雪費というのは今のままだも、制度設計をしても、増額になるのは、もう間違いなことだと思ふのです。その辺についての何か考えはありますか。

○(建設)維持課長

雪押し場の確保についてのお話になっていくと思うのですけれども、今年度も第2回除雪懇談会等において、各

町内会を回って説明させていただいた際には、新たな雪押し場があれば情報提供をお願いしているところがございます。

実際にそういったお願いをしたところ、まだ正確に数字は押さえてございませんけれども、こういうところが使えるのではないかとか、ここはどうだとか、使っていいよというお声をいただいているので、そういったところで我々も努力しながら、雪押し場の確保に努めてまいりたいと考えています。

○秋元委員

大変難しい問題だと思いますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

「2 小型除雪機の購入等支援制度」についても以前から質問させていただいた経緯から少し触れさせていただきます。

今回の検討案の中で、市が町内会等の団体に無償で貸し出すということですが、まず無償で貸し出すとした理由というのはどういう理由でしょうか。

○（建設）維持課長

今回の試行に当たって除雪機械を無償で貸し出すと決めた理由ですが、まず、今回、正式な支援制度というわけではございませんので、貸し出す場合にどういったメリット、デメリットがあるのかというのを市としても把握しなければいけないというふうに考えています。

どちらかという、市から今回お願いしますという形で協力いただくわけなので、その辺については無償という形で対応したいというふうに考えたところでございます。

○秋元委員

今後3年程度、試行を継続するということでしたけれども、貸し出すとなると、多分、市で小型除雪機を用意して貸し出すということになると思いますけれども、場合によっては何十台も市が管理しなければならない場合も出てくるかと思うのです。それが現実的に可能なかどうかというのは非常に心配するところなのです。夏場の保管、あとは維持管理ということも考えると非常に予算金額も膨らんでいくのだろうというふうに思います。あとは、購入費の一部を市が補助するというのであれば、維持管理も含めて各団体に管理していただくほうが、私は現実的ではないのかというふうに思っているのです。

ただ、今、除雪機の金額というのは非常に高額になっていますから、どのぐらいまで補助するのかというのはこれからの議論になるかと思いますが、私はどちらかという、一部の補助のほうが現実的なのだろうというふうに思います。

その理由として、もう一つあるのは、無償化した場合、現在、市が行っている貸出ダンプ制度との整合性が図れなくなるのではなかろうかと。一部では各団体ですとか、各一つの単位で貸出ダンプ制度を利用して、ダンプは市が派遣する、積み込み機械を借主が借りるということでやっていますけれども、今でも苦情も非常にあります。要するに、市の除雪が入っていないところを自分たちがやってくれればいいとするのだけれども、本来であれば市が除雪をするべき道路なのだというようなお話で、非常に御協力いただいているというふうには思っていますけれども、ただ、この小型除雪機を無償で貸し出すとなると、そういう方々に対する説明というのものなかなかできづらくなるのではないかとこのように思っているのですけれども、その辺の考えというのは何か現時点でありますか。

○（建設）維持課長

ただいま委員から、購入等支援制度については貸し出す制度のほかに、町内会等が購入する場合の補助の制度というのものはないかという御意見がございました。

そういうのも我々は当然、念頭に置いて今回、試行するわけでございますけれども、令和4年度の小型貸出機について、市内の167団体の町内会等の皆様にアンケート調査を取ったところ、69団体から回答をいただいておりますけれども、そのうち、無償貸出しと購入補助というお答えをいただいたアンケートの割合からしますと、貸出しを

希望するというのが大体、同じような数字なのですが、まずは、今回、何とか建設部で小型除雪機1台を用意できましたので、これを使っていただいた中で、貸出しの場合のメリット、デメリットというのを聞きながら、あと、どういったところが御協力いただけるのかというのを確認しながら、今後、どちらの方向に進むのかというのを見極めていきたいというふうに考えています。

確かに、委員から御指摘のとおり、仮に10団体、全部貸出しを希望する場合に実際10台をそろえられるのか、また、その10台について、毎年、定期的な保守点検をどうするのだとか、運搬するのをどうするのかと、あらかじめ見えている課題もございますので、その辺は今後、試行した中で整理していきたいと思います。

また、貸出ダンプ制度との関係ですけれども、その辺は念頭にありませんでしたので、今回いただいた御意見を踏まえまして、今後、整理していきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

多分、貸出しとなるといろいろな制約が出てくるのだろうというふうに思います。貸出ダンプ制度も除排雪できる場所、やってよい場所と駄目な場所と多分、決められていますから、そういう意味では、購入費の一部を補助して、要するに所有が町内会なり各団体になったら自由に使用できるわけですから、そのほうが使い勝手がいいのではないかというふうに、改めて、この点は参考にさせていただきたいと思います。

最後に、先ほど言った雪押し場の確保や小型除雪機の購入支援制度、これらの制度の確立に向けて、そもそも主導して議論している担当というのはどこなのですか。

○（建設）維持課長

雪対策基本計画を策定したときに、維持課に雪対策担当の主幹がございましたけれども、現在そのポストがございませんので、私も維持課の中で対応している状況でございます。

○秋元委員

先ほど現地調査、所有者調査をやったということですが、何人で対応されてきたのですか。

○（建設）維持課長

維持課の中には、夏維持を担当する主査2人とそれに係員、維持、除排雪に関わる担当主査が2名と係員は今2名しかおりません。この4人で実際、夏場までかけて対応してきたところでございます。

○秋元委員

そもそも新しい制度をつくる上で、マンパワー的になかなか足りないのではないかというふうに思うのです。確かに、今、小樽市職員全体の人数からいえば、不足されている課とかもたくさんありますから、ただ人を増やせということは一概に言えませんけれども、ただ、その辺はどうか工夫しないと、今4人とか5人で対応されてきたということですが、やはり、時間がかかってしまうのかと。もっと言えば、逆に夏場の事業自体に影響も出かねないのではないかというふうに思えば、もう少し制度設計に当たってどのように人数配分していくかというのも、もう1回少し検討いただければというふうに思いますけれども、この点について何かありましたら。

○建設部長

今、委員のおっしゃられた制度設計に向けての体制の構築ということの話だったと思いますけれども、我々としても実際、維持課では現在、欠員が発生しているのが事実として、その補充に向けて今、募集は行っているのですが、なかなか欠員の補充まで至っていないというのが実情でございます。

ただ、だからといって制度自体の確立を先延ばしというか遅らせるわけにもいきませんので、今のグループ制の導入の中でうまく平準化を図りながら、何とか制度が早く確立できるように何らかの方策も検討していきたいと思っております。

○秋元委員

◎空き家バンク制度の見直しについて

次に、空き家バンク制度の見直しについてに移ります。

この資料の一番下に今後の方向性ということで、登録先を北海道空き家情報バンクへ一本化するということで、そもそも小樽市の空き家バンク制度については廃止するというのでよかったですか。

○（建設）木村主幹

廃止なのか、一本化なのかというところですけども、小樽市としてはなくなる、移行する、一本化するというような意味合いで一本化という表現を使わせていただきましたけれども、小樽市空き家バンク側から見れば、なくなるという意味からは廃止ということにもなるかと思えます。

ただ、廃止したから、もう何もやりませんということではなくて、北海道の空き家バンクの情報を本市ホームページの空き家のページにリンクを貼ったり、それから、登録する上で所有者の方、例えばですけども、地域地区の情報を調べたり、道路状況を調べたり、現地の写真を撮ったりといったこともありますので、その辺は依頼があればお手伝いしていきたいと考えております。

○秋元委員

事実上、廃止になるということだと思います。

それで少し聞きたいのですけれども、一番下の吹き出しの部分の参考というところがありますが、平成28年度から令和3年度までに北海道バンクに小樽市内の物件23件が登録されたと。その中で、小樽市空き家・空き地バンクが4件だったということです。平成28年度から令和3年度までの北海道バンクで小樽市内の物件10件が成約されており、小樽市空き家・空き地バンクの2件よりも実績があったということですけども、登録されている23件のうち小樽市は4件で、また、成約が10件のうち小樽市は2件ということですが、そもそもこの北海道と小樽市の登録、成約の物件というので重複というのはあるのですか。

○（建設）木村主幹

重複についてはございません。特段、本市の物件に登録してある物件を北海道の空き家情報バンクに登録しては駄目だという規制もないのですけれども、特段、双方で情報共有しているわけではございませんので、それぞれ北海道、小樽市へ登録物件を登録したいという方が話として来ますけれども、情報共有ということで連携しているわけではございません。

○秋元委員

この制度が施行されたときは、私は議員をやらせていただいておりましたけれども、当時は結構いろいろな自治体から視察も来られていたかに思いますが、これまで運用するに当たって、見直しの内容ですとか回数というのは分かりますか。

○（建設）木村主幹

空き家バンクは要綱をもって運用しておりますけれども、改正された回数につきましては、少し正確かどうか分かりませんが、見直しは行っておりません。

ただ、これまで登録件数を増加させようということで、令和元年度に不動産業者と協定を締結して空き家の利活用促進ということで、制度自体は変わっていないのですけれども、協定を足がかりに不動産業者にお願いしていくというような取組は行ってきたところであります。

○秋元委員

北海道の空き家バンクですか、少し先ほど見させていただきましたけれども、小樽市のリンクが開けないような状況でした。そういうような状況もありますし、例えば、北海道の今の登録状況を見ますと、たしか賃貸が何件か、あとは空き地がたしか2件ぐらいありましたが、空き家は載っていませんでした。

私が思うには、いろいろな方がいらっしゃるんで、多分、目に触れる機会というのは多いほうがいいのではないかと。確かに、小樽市の登録件数、成約件数が少ないというのはありましたけれども、でも、実際は、先ほど、平

成28年度から令和3年度までで小樽市で4件登録されていると。また、成約も2件あるのだということですが、これは北海道と重複されていないということを考えれば、小樽市のそういう制度に登録したおかげで実際に成約まで結びついたということもあるかと思うのです。

そう考えると、やはり、もう少しいろいろな工夫をされる上で、本来であれば小樽市の空き家バンク制度を私は残すべきだったのではないかと。他都市の状況を見ますと、いろいろな工夫をされて、先ほども白濱委員からも紹介がありましたけれども、非常にいろいろな地域性、特性をいろいろと考えて工夫をされているような状況を考えますと、本来であればもっとそういう取組もしていただきたかったというふうに思いますけれども、今後、北海道に一本化するということで決めているということなのですね。

○（建設）木村主幹

まず、道内他都市の人口の多い主要10都市の状況というところでお話をさせていただきます。市独自で空き家バンク制度を持っているのは小樽市だけなのです。ほかの9市は空き家バンク制度を市独自で持っておらず、かといって北海道の情報バンクには札幌市の物件、旭川市の物件というのはたくさん載っているのです。本市の場合は、平成21年に既に制度があったところからの廃止といいますか、一本化ということになりますので、多少、条件は違うのかとは思いますが。

ただ、この空き家バンク制度につきましては、例えば、不動産業者が、地域にないですとか、限定されているということになりますと、空き家を売ろうとした方といいますのは、空き家の売却先がなかなか見つからないということで、市のホームページ等を介して売却をするというのが一つの目的だったわけですが、不動産業者が多くいる自治体につきましては、効果としては限定的です。

一般的に考えますと空き家バンクという手法も、もちろんあるのですが、我々、仮に不動産を売ろうとしたときにどうするかというふうに考えますと、まずは不動産業者に行って、なるべく高く売れる方向、もしくは、小樽市のホームページの場合は小樽市だけしか載りませんが、例えば、今、民間の不動産サイト、SUUMOですとか家いちばといったサイトでもたくさん情報が出ております。私どもとしては、そちらのほうが多く閲覧されてしまうのかという部分もあります。

残すべきだというようなお話もございました。私どもとしては、まず、空き家バンクを北海道に移行し、いろいろと検索してみた上で、先ほど富山県高岡市の例もございましたけれども、空き家バンクを介して物件を取得した方に対してのインセンティブ、改修費の補助だということをやって成約を増やしているところもございますので、まずは移行という形にはしていきたいと考えています。その後、なるべく小樽市の空き家が登録されやすいような環境をつくっていくということの後押しを何とかしていきたいと考えております。

○秋元委員

これ以上は言いませんけれども、もったいないというのが少しあるところです。特色ある取組なので、工夫すればもっといいものができたのではないかとというふうに思って質問させていただきました。

◎住宅エコリフォーム助成制度の改正案について

次に、住宅エコリフォーム助成制度の改正案についてです。

この問題につきましては、今年の第1回定例会予算特別委員会の中でも質問させていただきました。まさに、今回、制度改正していただく内容にも触れた質問でありました。

まず、2ページの囲みの中にありますけれども、この制度と市の制度を併用することができるという説明だったかと思いますが、国の制度と小樽市の制度とを併用することはできますか。

○（建設）建築住宅課長

国の制度は、この間の答弁と同じように、制度の併用というのはできません。というのは、今、住宅エコリフォーム助成制度をやっているのも国の補助金が入っていますので、それとの併用ができないというようなことになっ

ています。

○秋元委員

それで、今年度予算は第1回定例会でも聞きましたけれども、120万円だったのです。もし分かればなのですけれども、現在までの実績というのはどんな状況でしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今年度の実績につきましては1件で、助成額が21万円ぐらいだったと思っています。

○秋元委員

今聞いてもあれかもしれませんが、令和6年度当初予算ではどのぐらいをめどに予算を計上する考えというのはありますか。もし具体的な数字が答えられないのであれば、今より多く考えているとか、そのような考えはありますか。

○（建設）建築住宅課長

予算については今後の予算議論になるので、なかなかこの場では申し上げることはできませんけれども、補助件数としましては今年度は1件だけだったのですが、第7次小樽市総合計画では20件を目標としております。なるべく目標値に近づけるような件数での予算組みというふうには考えてございます。

○秋元委員

私が第1回定例会で質問したときに、今は住宅エコリフォーム助成制度、以前はリフォーム助成制度でしたけれども、以前の制度では実績で、平成25年度が予算規模が一番多くて2,120万円だったのです。助成件数が103件ということで、これまでもいろいろと議会で議論になっていましたけれども、経済波及効果というのも非常に大きかったこともあったわけなのです。それで、要するに当時の建設常任委員会で議論されて、この制度を議員提案で実施したわけです。

そういうことを考えると、今回せっかく住宅エコリフォーム助成制度がいい形で拡充されて実施されるわけですから、金額は今おっしゃられなくていいのですけれども、120万円より増額しなければ全く意味がないですし、今回、助成の改正案の中で示されていますけれども、例えば、ZEH水準などを利用されると限度額70万円なのです。もし120万円だったら1件助成してしまえば、それで終わってしまうという話なのです。

そう考えれば、やはり、もう少し予算の検討はしっかりしていかなければならないというふうには思いますし、ぜひやっていただきたいと思うのですが、この確認をもう1回改めてさせていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

委員のおっしゃるように今年度は120万円というところで、この120万円というのはこれまでの実績ということで、おととしも大体十数万円の助成額だったので、そういったことを鑑みて120万円ということで予算づけしたものでございます。

ただ、今回、見直しまして、かなり補助率も上がって、補助限度額も上がっていますので、そういった意味では、今まで10%というのは、やはり業者に言われると手間がかかる分、補助金も少ないというような声もありましたので、それが40%、ZEHだと80%になるということは、かなり金額が上がるものですから、なるべく使っていただきたいというふうに思っています。それを使っていただくには、周知ということも大事だと、我々は重々思っています。

そういったことを事業者なり、所有者にPRして、せっかく改正したものですから、なるべく何とか使っていただこうということで、予算も当然アップしていこうというようなことでは考えてございます。

○秋元委員

なかなか答えにくい部分だというふうに思いますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

前回いろいろと予算の範囲内の事業ということも答弁していただきましたし、せっかく申請いただいても予算の

関係で採択といいますか、されなかった方については、次年度に工事を進めるということだったのですが、今は物価高騰ですとか様々な状況で、なかなか見通しのつかない次年度での工事へ向けていけるかというのも少し難しいところかというふうに思うのです。

やはり、この規則を変えて、予算の範囲内となっている現状の規則については、そのまま実施するということがよかったですか。もっと言えば、規則を若干変更して、青天井ではないですけれども、例えば、申請をこのぐらいまでは見込んで、足りない場合には補正予算を組むといったような考え方もできるのかどうかについてはどうですか。

○（建設）建築住宅課長

予算の仕組みとか規則ですけれども、規則改正の予算の範囲内であるところは、その分についてはそのまま継続していく予定でございます。

あと、補正が可能かどうかということにつきましては、基本的には予算の範囲内であるということなので、当初予算でというふうに考えてございます。

○秋元委員

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺駐車場整備について

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺駐車場整備について確認させていただきたいと思います。

そもそもの立体駐車場の台数というのは何台でしたか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

今回、整備を予定している立体駐車場の台数についてでございますけれども、現在、基本設計を進めておりました、詳細につきましてはまだ決まってはいないのですけれども、3層、4層の立体駐車場を計画しているのですが、立体駐車場のみで310台程度の整備を予定しているところでございます。

○秋元委員

これも確認なのですけれども、C案で行きたいということでありましたけれども、A案、B案とC案を比べますと、観光バス駐車場が2台減っているのです。2台減るわけですから、これに対する影響についてはどのように考えていますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

観光バス駐車場の台数についてでございますけれども、A案、B案に比べC案だと2台減っているという御指摘でございますけれども、基本的には、配置計画12台という書き方をさせていただいたのですけれども、まちづくり計画上では、おおむね10台の観光バス駐車場を確保するという計画でございましたので、10台で基本的には問題ないというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

それで、確定といいますか、C案でいいますと、少し感じたのが障害者用駐車場は2台しかないのです。他都市のことがもし分かればなのですが、この規模の新幹線駅で、身障者駐車場は2台で足りるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

今御指摘の身障者用駐車場につきましては、駅前広場内の駐車場になりますので、今回、私どもで整備している新駅周辺整備の駐車場とは別に、北海道で整備をする予定の駐車場でございます。

ただ、まちづくり計画の中でも、一定程度、利用量を推計した中で2台ということにしておりますので、現在のところ2台で問題ないというふうに考えているところでございます。

○秋元委員

そういうことなのですけれども、この規模の新幹線の駅ができて、まずはこの図を見ますと出入口から結構距離があるのです。もう少し設計で何とかならないのかというふうに感じるのです。今2台で問題ないということでは

たけれども、他都市の状況もぜひ調べていただいて、私は2台では少な過ぎるなというイメージだったのですけれども、もう1回調べていただいたりとかはできますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

まず、他都市の状況につきましては、調べて、今後、整理はしていきたいというふうに考えております。

○秋元委員

◎JR小樽築港駅前バス停の新設に関して

JR小樽築港駅前のバス停の新設について確認させていただきます。

この件については、これまで様々議論がありました。また、バス停の新設に向けて進められているというふうに思いますが、まず、現在の進捗状況について確認させていただきたいと思えます。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

現在の進捗状況なのですけれども、まず、関係機関、北海道開発局と警察と協議してまいりまして、協議の内容としましては、既存のバス停は小樽駅方面も札幌方面も、共にそのまま残しつつ、なおかつ今、JR小樽築港駅前の交番の前にある信号機付横断歩道についても残しつつ、その上で歩道橋を撤去しまして、跡地にバス停と、さらにバス停から駅に向かうための信号機付横断歩道をその場所に設置するという案について協議をしてまいりました。

大枠につきましては、その方向で決定しておりまして、現在、詳細について調整しております。間もなく報告もできるというふうには考えております。

○秋元委員

新しく新設されるバス停の場所は、どこになりますか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室柳谷主幹

新しくできるバス停は、小樽駅方面なのですけれども、今、市営住宅若竹住宅の3号棟がありまして、その前に歩道橋があるのですけれども、この歩道橋の階段の登り口辺りに新しくバス停ができる見込みになっております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

◎公園について

最初に、市民にとって最も身近な公共の空間である公園について、非常に広義に、そして非常に狭義でお聞きします。

まず、公園を考えると、まずは公園とは何か。そしてどんな歴史があるのかです。歴史があるから今こういう公園がある。そして、法的位置づけはどうなっているのかなどの基本を把握した上で人口減少時代、市長もニューファミリーや定住策も含めて公園が大事だと言っていますよね。だから、公園のこれからを考える必要があると理解しています。

ただ、私も市民の方に言われたことがあるのだけれども、公園って何ですか、中村さんと。あなたの言葉で説明してくださいと言われて悩んでしまったことがあります。公園の定義が広過ぎて。例えば、人々が様々なレクリエーションを行うことを目的として公開されたくつろいだり、少し遊んだりできるオープンスペースだよと。

では、公園の目的は分かるのですけれども、広場と森があったり、それが主体なのか、例えば、スポーツ施設は含まれるのかとか。皆さんはプロだから、法律も知っているのだけれども、公園とは一体何だと思ふときがあります。公園の実態は、ある意味では私もなかなか説明できないのです。

最近、公園について取り上げられた問題がありまして、長野県長野市の例で、公園廃止とは何のことなのだと。また、それは適切なのかと、このニュースを聞いたとき私は理解できませんでした。なぜ廃止にできるのだろうか。

これからの全体の計画を皮肉っているのではないのです。ただ、なぜ、公共の空間を占有しているにもかかわらず、レストランが空間自体に入っているのかとか。これも歴史があるのだけれども。それで、基本的なことについて、勉強させてもらえればさせてもらうほど、議論していけばするほど分からなくなるところがあります。今述べたように、皆さんのほうがプロです。公園を言葉で定義することは難しいといえ、法律や都市公園法や地方自治法、まだ基本的に特例法のほうが優位ですから。特例法のほうが上位にあるということは分かるのだけれども、地方公共団体が設置する公園または緑地と定めているのですけれども、設置管理を行うものを定めただけにしか私にはどうも見えない。実態は何も求めておらず、説明されていないのですよ。

さて、ここで具体的な質問なのですけれども、よく公園の課題を議会で取り上げたり説明を受けるときに、小樽市緑の基本計画が出てきます。そして、その場では分かったつもりになるのだけれども、先ほど言った法との関係といえ、ともかく具体的に小樽市が公園に関わる行政を推進していくということでは、具体の指針というのは緑の基本計画においてどういうふうにぶら下がっているのか、もう1回お聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

ただいまの御質問、公園に行政がどう具体的に関わっているかということになるかと思えますけれども、第2次小樽市緑の基本計画というものがまず定められてございます。これらの計画や、また第2次小樽市公園施設長寿命化計画などに基きまして、整備や日常的な維持管理を行っているところでございます。

また、緑の基本計画におきまして、公園や緑地の配置方針や公園施設の安全確保、機能保全を図りつつ、適正な時期に保守または更新を行うなどの公園施設の維持管理を行っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

その中で、目的と考え方がよく分かりました。維持管理や配置方針、何よりも安全を管理していくということで、小樽市の具体が分かったので、まずほっとします。

次に、都市公園をめぐる議論を考える上で、今、分かったとおり、市長を先頭にして、市民の皆さんと話をし、意思決定の仕組みがもちろん重要です。そうすると、現在の地方自治の仕組みの中で、都市公園に関する様々な課題や選択肢を誰が、どう決定するか、そして、それが適切かどうかということを議論をされなければならない。先ほどの長野県長野市のことなどはさっぱり分かりません。

そうすると、長野市の公園廃止問題に現れたように、公園の指定管理者の選定とかもあるのだけれども、この設定廃止はどのようなプロセスで進めていたのですか、指定管理とかではなくて、あくまでも都市公園のプロセスをおさらいさせてください。

○（建設）公園緑地課長

都市公園法に基づく設置などのプロセスにつきましては、まず設置につきましては、都市公園法第2条の2より、都市公園は、公園の区域や公園名、公園の面積などを公告することにより設置されるものとされてございます。

また、廃止につきましては、都市公園法第16条により、公園管理者は廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合などの場合のほかは、みだりに都市公園の区域に全部または一部について都市公園を廃止してはならないとされており、単に廃止することは困難でございます。

○中村（誠吾）委員

みだりに廃止することは、今聞いたとおりでできないです。ただ不思議なのです、何で廃止できるのかと思いました。

次に、非常に具体的な質問をさせていただきます。

公園においては騒音、子供の遊んでいる声がうるさいとか、そして、何かボールをぶつけてバンバンというような騒音の問題だとか、今回も議会で出たのだけれども、公園で犬を放し飼いにしていると、潮見台公園の質問が出ました。どうしてここは走らせられるのかと。

そして三つ目に、今言った公園でのボール遊び。キャッチボールから始まって、サッカーボールを蹴っていたり、バドミントンもそれに入るのか。ということで、このような住民からの公園緑地課への問合せという情報も現実にあると思うのです。

そこで、この数年でいいので、現実のところどれぐらいの件数というのか、お話が来ていますか。

○（建設）公園緑地課長

公園緑地課に寄せられた苦情に限っての件数として、期間といたしましては令和2年12月から令和5年11月までの3か年に寄せられた公園に関する苦情というものの件数につきましては547件ございました。

○中村（誠吾）委員

最後に聞きたいと思うのですが、草刈りだとかいろいろなこともあるのだけれども、今言った騒音だとか、犬だとか、ボール遊びに該当するのを、大体でいいので、分かった範囲でお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

ただいま委員の御質問にございました苦情件数547件のうち、ボール遊びに関する苦情と騒音に関する苦情と、さらに、この御質問の前にございました犬の放し飼いに関する苦情の件数についてお答えいたします。

期間については同じく3か年でございます。まず、ボール遊びにつきましては9件ございました。続いて、犬の放し飼いについての苦情件数は7件です。最後に、騒音に関する苦情につきましては1件でございました。

○中村（誠吾）委員

今聞きまして、正直に申し上げますとほっとしています。小樽市民の方たちは、危ないとかは別にして、きちんと公園にいる子供たちやお年寄りのことも見ながら、そういうことではないということで、これしかないというか、こういう件数なのだとということで、市民の皆さんには賢明な判断をいただいているということで、ほっとしています。

それで、公園に関する狭義の質問なのだけれども、現在の公園緑地課の維持管理に関わる体制をお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

現在の公園緑地課の維持管理に対する体制につきましては、業務の発注などを担当する職員が4名、直接作業を行う職員が3名、同じく直接作業を行う会計年度任用職員が9名、最後に、公園施設の日常的な点検などを行う巡視員が1名となっております。

○中村（誠吾）委員

直営班で維持管理されている方。基本的に、いつからいつまでその方々が雇用されていますか。

○（建設）公園緑地課長

ただいま委員がおっしゃった直営班、いわゆる私の答弁では、公園作業に関わる会計年度任用職員の9名に関わる雇用期間についてですけれども、4月の第2月曜日から11月30日までの雇用期間となっております。

○中村（誠吾）委員

まず、要望して質問なのだけれども、私は、実はもう少し早くからと、1か月も2か月も早くしてとは言いませ

ん、まだ雪がある。そして、せめて冬は根雪になるぐらいのところまで稼働してもらえないものかと思っているのです。

なぜなら、まず、現場の仕事は大変密度が濃くなっていると聞いています。また、年配の方も増えていますし、先ほどほかの質問でもあったけれども、除排雪に民間の方たちと競争して、人を取られていくという状況になっています。また、この夏の猛暑もありました。要するに現場は大変なのです。それで、安心・安全に目を届かせている現場の皆さんの労働条件を少しでも緩和してあげたい。1週間でも2週間でも延びれば、少しでも緩和になっていると思っています。ただ、いろいろな制約もあるし、全庁的な会計年度任用職員の採用の在り方もあるのは十分にわかっているのですけれども、日程の管理も含めた雇用の問題というのは、これからも課題として認識してもらえますか。

○建設部長

雇用のある作業員の方についての御質問だったと思いますけれども、やはり、今、公園の維持作業につきましては市民から非常にニーズが多いと。草刈りを多くしてほしいですとか、遊具の管理をきっちりしてほしいというような要望がかなり寄せられて、オープン期間での維持の作業が非常に増えているところでございます。

我々としたしましては、やはり、そういったニーズに応えるために、今の9名体制ではなかなか賄い切れておりませんので、これを延ばしたり早めたりすることではなくて、班体制をもう少し強化して対応していきたいと思っております。

現状におきましては、作業員の募集についても今年からやろうと思ったのですけれども、なかなか募集が来ていただけていないという状況はございますけれども、我々の今後の方針としたしましては、班体制を少し増やして、夏の間、作業量が増えて賄えるような体制を目指していきたいというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

部長から、人員の確保という観点から最も基本的なところを、私は前向きにお答えいただいたと思っています。

◎除雪機械の更新について

次に、除雪機械のことでお聞きします。

除雪機械の維持修繕というのか、更新というのでしょうか、これらに関する補正予算に絡んで、私が建設常任委員会に来てからの2年間の記憶で、債務負担でロータリー除雪車の予算措置があるのです。

そこでお聞きしますが、まず、小樽市の除排雪のための機械は市が所有するもの、また、レンタルリースにより確保している機械があると思うのですけれども、簡単に聞いて悪いのですが、今、何台あるのですか。そして、ロータリー除雪車とか、大きいグレーダとか機械の種類ごとの台数をお聞かせください。

○（建設）維持課長

除雪機械の台数、また、機械の種類ごとの台数という御質問でございますけれども、令和5年12月時点での数字でお答えさせていただきたいと思っております。

まず、ロータリー除雪車で30台、タイヤドーザで2台、モーターグレーダで1台、あと凍結防止剤散布車2台、合計35台を所有しております。

なお、現在レンタルリースしているものはございません。

○中村（誠吾）委員

次に、除雪機械の維持管理、保守管理についてなのですけれども、毎年行う除雪業務に向けて、どのようなスケジュールで管理されているのですか。

○（建設）維持課長

例年の実績で申し上げますと、例年、春の5月頃に修繕箇所の点検を行いまして、その後、8月から10月にかけて定期点検、整備を行っている状況でございます。

○中村（誠吾）委員

そこでまた最初の質問に戻るのですが、補正予算を組まれてロータリー除雪車の更新を行っていると思いますが、またはこれから行うとのことですが、なぜ補正予算対応なのですか。

○（建設）維持課長

補正予算での対応についての御質問でございますけれども、補正予算で計上する理由といたしましては、昨今の世界情勢から、ロータリー除雪車の製造については製作から納車までに相当な期間、大体9か月ぐらいかかっている状況でございます。

仮に、第1回定例会で予算の議決をいただきまして、年度明けて、例えば、令和6年度にすぐ購入手続を行った場合、シーズン前までに納車が間に合わないというようなことから債務負担行為により入札を行っているという状況でございます。

○中村（誠吾）委員

今説明いただいて驚きました。

それで、幾ら冬が長い小樽市でも、年度が明けてから次の冬まで七、八か月もあるというものがあつたけれども、それで当初予算措置では駄目なのですかと次の手で聞こうと思ったけれども、理解しました。そんなにかかるとはですね。

それでは、世界情勢もあるのだけれども、今後も除雪機械の更新については、このような対応を取らざるを得ないのでしょうか。

○（建設）維持課長

令和7年度以降につきましては、更新を予定している年度の前年度に購入する計画としております。前年度に購入することで、これまでの3月契約の12月納車から7月契約の3月納車が可能になるものと考えております。このことから、7年度以降につきましては、当初予算で計上し、更新していきたいと考えているところでございます。

○中村（誠吾）委員

小樽市民にとって、冬期間の生活をいかに快適に暮らせるかが基本になります。もう先輩たちも含めて、みんな議会で何千回も聞いているのだと思うのですが。ただ、除排雪業務に必要な機械の確保、維持管理などは的確に令和7年度からそういうふうを考えるということを開きましたので、対応していただきたいと思います。

最後にお聞きしますが、現段階で考えられる今後の課題、機械も含めて、維持課として今、これは当面の課題だと、先ほど雪押し場の話とかはもちろん聞きましたし、小型除雪機とか貸出ダンプという話も分かりますが、重複しても結構なので、最後に見解をください。

○（建設）維持課長

除雪機械の更新に関わります今後の課題についてお答えさせていただきますけれども、現在、予定しております老朽化している除雪機械の更新が完了した後においても、将来にわたり小樽市の除排雪体制を確保、維持するためにも、除雪機械の能力が十分に発揮できるよう、引き続き、定期的な保守点検、維持、修繕を確実に行うことが必要だと考えております。

今回の除雪機械更新に向けて、計画的に予算措置を図るなど、対応することが必要であると考えているところであります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎小樽市雪対策基本計画に係る具体の取組について

まず、小樽市雪対策基本計画に係る具体の取組についての御説明がありました。雪押し場の確保についての説明があったわけですが、固定資産税及び都市計画税を減免する制度の確立はいろいろ課題もあるという御説明もありました。

今後について、他の方策を検討するということでしたが、他の方策というのは例えばどういったことを考えているのでしょうか。

○（建設）維持課長

他の方策といたしましては、道路管理者が使用する中規模の雪堆積場を確保するための制度を考えております。

○高野委員

現在使用している一部の中規模の雪堆積場が今後、使えなくなるということでしたけれども、使えなくなるという場所というのはどこになりますか。

○（建設）維持課長

御質問のありました、現在使用している雪堆積場が使用できなくなる場所についてでございますけれども、現在使用しております旧緑小学校跡地については、新総合体育館の建設に伴いまして、今後、使用できなくなる予定でございます。

また、からまつ公園雪堆積場については、現在、道道小樽環状線最上トンネル工事の影響により使用できる土地に制約を受けることから、今年から受入れ方法が昨年と少し変わってくる状況であり、受入量が減少する見込みとなっております。それに代わる新たな中規模の雪堆積場が必要になってくるというふうに考えてございます。

○高野委員

二つのところがということで御説明ありました。

中規模ということなのですが、中規模の雪堆積場というのはどのぐらいの程度の面積なのでしょうか。

○（建設）維持課長

中規模雪堆積場の面積についてでございますけれども、今、我々で考えているのは、おおむね2,000平方メートル以上のものを考えてございます。

○高野委員

2,000平方メートルということで、かなりの広さなのかというふうに思います。

そういうところが使えなくなって新たに探さないといけないということなのですが、現時点でそういった候補地というのは何かあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）維持課長

現時点では、数か所の候補地がありますけれども、土地所有者や地積測量図などの調査中でございます。したがって、具体的な場所については現時点で申し上げられるような状況ではございません。

○高野委員

数か所あるけれども、現時点ではなかなか難しい状況なのかというのが分かりました。

次に、小型除雪機の購入費支援制度について伺いたいと思います。

試行町内会が1団体ということで、今回試行にしてもかなり少ないと正直に思ってしまったのですが、1団体となった理由について、先ほども質問あったかもしれませんが、もう一度、御答弁をお願いします。

○（建設）維持課長

今回の試行が1団体となった理由でございますけれども、現在、建設部で所有する小型除雪機が1台しかございませんので、1団体とさせていただいたところでございます。

○高野委員

1台しか持っていないのということだったのですけれども、先ほどの答弁でも町内会の方にアンケートを取った中で、希望する団体が10団体あったという話でした。仮に、町内会等に貸出しするというふうになった場合ですと、やはり1台だと不備があった場合ですとか、貸出しできないといったことが考えられるのではないかとこのように思うのです。

なので、試行後、貸出しを行うというふうになった場合は、やはり、複数確保しなければいけないと思うのですが、複数台確保するという方向なのか、その辺を伺いたと思います。

○（建設）維持課長

まずは3年程度の試行を行ったことを踏まえまして、小型除雪機の貸出しによるメリット、デメリットの検証を行ってまいりたいと考えております。

その上で、小型除雪機の貸出しを制度化する際には、必要台数の確保について検討が必要であると考えているところではございます。

○高野委員

少し安心しました。今後いろいろ試行しながら、市民にとってよりよいものになるようお願いしたいというふうに思います。

◎空き家バンク制度の見直しについて

次に、空き家バンク制度の見直しについて伺いたしたいと思います。

空き家バンクについては、私もこの間、議会でも伺ったりもしてきました。先ほど報告もありましたけれども、市で行っている空き家・空き地バンクの登録は、現在、何件あるのでしょうか。

○（建設）木村主幹

現在登録されている件数は1件でございます。

○高野委員

これまで空き家・空き地バンクへ登録を希望する物件が、耐用年数経過した郊外にある物件が多いですとか、不動産としての価値が低いということで、なかなか困難があったのではないかとこのように思うのですが、具体的に今回、制度を変えることでどうなっていくのか、説明願います。

○（建設）木村主幹

北海道空き家情報バンクへ移行することになるわけですが、北海道が運営する空き家バンクにつきましては、北海道宅地建物取引業協会、いわゆる宅建協会へ業務委託を行っており、実質的には同協会が運営を行っております。このことから、仲介業者が選定されやすい環境にあるというふうに考えております。

また、道バンクは本市のバンクに比べまして圧倒的に閲覧数が多いことや、全国版空き家バンクとの連携が図られていることから成約率も向上するものと考えており、結果、登録成約件数が増加するものと見込んでおります。

○高野委員

先ほど1件登録があるというふうにお聞きしましたが、仮に3月も成約されなかった場合というのは、対応というのはどうなりますか。

○（建設）木村主幹

3月まで成約しなかった場合の対応につきましては、所有者の意向をまず確認し、希望する場合は北海道の空き家情報バンクへの移行も含めて検討することになるものと考えており、市としても必要な手続等の支援に努めてま

いりたいと考えております。

○高野委員

登録されている方が困ることのないように、丁寧に対応していただきたいというふうに思います。

資料の中では、既に平成28年度から令和3年度までに道バンクに小樽市の物件が登録されていたということもあるのですが、これまで空き家バンクの登録件数と成約件数が、目標に対して実績がかなり乖離していた状況がありました。第2次小樽市空家等対策計画の中でも充実について記載があったりもしていたのですが、そういうことを考えると、もう少し早く制度の見直しということはできなかったのだろうかというふうに思うのですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○（建設）木村主幹

空き家バンクの見直しの時期のお話かとは思いますが、本市の空き家バンクというのは平成21年度に、そして、北海道の空き家情報バンクというのは平成28年度にそれぞれ制度ができたものであります。道バンクは対象区域が道内全域でありますので、このときに一定の整理をすべきだったという部分も考えられますけれども、本市のバンク制度の目的でありますけれども、空き家の有効活用を通して移住・定住を促進することが目的であり、市の重要な施策の一つであったことから、一本化するのではなく、登録件数の増加のための施策としてすることをまず優先したものでございます。

まず、令和元年度に不動産業者との協定を締結し、増加策等の措置を講じてきたわけですが、結果はほとんど実績を上げることができなかった。令和元年に協定を結んでから、もう4年ほどたっていますけれども、一定程度状況の改善が見られるかどうかも含めて、少し様子を見ていたところもございまして、そういったことで今のタイミングになってしまったものであります。

○高野委員

本市は平成21年度ということで、道は平成28年度ということだったので、一本化しなくても、例えば、市のホームページなどでも、平成28年度以降、北海道の空き家情報バンクについての外部リンクに掲載したりとかという方法もできたのではないかと、思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○（建設）木村主幹

小樽市の空き家バンクを残しながら北海道バンクのリンクを市のホームページに貼るといようなお話だったのかとは思いますが、そもそも基本的な空き家バンクの目的というのは、市のバンクも道のバンクも同じではありますけれども、細かい部分の中で登録への流れの手続きであったり、それから、不動産業者への委託の関係だったりということで、少しずつ手順が異なっております。

そういったことで、所有者が仮に二つのリンクがあれば、どちらに登録したらいいのだろうかという混乱も招きかねないものから、それであれば、まずは北海道バンクに移行してというふうに考えたものであります。

○高野委員

それでは、制度の見直し後は、周知方法というのは、これからどのように行っていく予定なのでしょう。

○（建設）木村主幹

周知・啓発の部分につきましては、多くの皆様に御利用いただく上では重要な施策だというふうに考えておりますので、市のホームページ等でも引き続き道のバンク制度のリンクを貼るなど、本市でも積極的に周知に努めてまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひ積極的に、空き家の利活用にもなっていくのではないかと期待しますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎住宅エコリフォーム助成制度の改正案について

次に、住宅エコリフォームに移りたいと思います。

住宅エコリフォーム助成制度についても利用しづらいという声が市民から寄せられて、度々、共産党としても拡充についても質問させていただきました。今回、拡充されることが示されてよかったと思うのです。

ただ、財源についてなのですが、国と道の補助も活用して、市も財源を出すということなのですけれども、北海道の補助金が令和5年度から令和7年度というふうになっていますけれども、道の補助が終了となった場合の対応というのはどうなのでしょう。

○（建設）建築住宅課長

北海道の補助制度がなくなった場合なのですが、基本的には制度内容を変えるつもりはございません。ただ、その時点で利用状況ですとか、市の財政状況などを鑑みて検討することもあるというふうには考えてございます。

○高野委員

それを聞いて安心しました。せっかく拡充しても十分な利用を検討されないままに制度が使えなくなってしまっはすごく困るということも思ったので、質問させていただきました。

◎北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺駐車場整備について

次に、北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺駐車場整備について伺いたいと思います。

まず、確認なのですが、おたる新幹線まちづくりアクションプランの駅前広場のレイアウト図での中期駐車場の小型台数から大幅に台数が変わっているのですが、そのことについて、まず説明願います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

駐車場の駐車台数が変わっている理由についてでございますけれども、当初の北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画では約300台の需要を満たす駐車場を整備することとしてございましたけれども、官民連携組織であります北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会の議論を踏まえて策定された新小樽（仮称）駅利用促進戦略において、選ばれる駅となるために利便性の高い駐車場の確保が必要と判断して立体駐車場を整備することとしたものですから、駐車台数が変わったものでございます。

○高野委員

先ほどの説明で、駐車場について、A案、B案、C案というふうに紹介されましたけれども、この案のほかに、第2回定例会で出された案では臨時駐車場、小型168台ということが入るといことでよいのか、その辺についてはどうでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

今回御説明申し上げました区画はA区画からD区画というのがあるのですが、そのほかに臨時駐車場というものがございまして、イベント開催時などA区画からD区画の駐車場より多く利用が見込まれる際に、駐車スペースを活用して考えている箇所が臨時駐車場と記載のある箇所になっているところでございます。

○高野委員

ということは、イベントとかで少し駐車場が足りないということがあれば、臨時駐車場の整備も考えるということではよいのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

今の臨時駐車場につきましては、アスファルト舗装のような舗装整備というのは考えていないのですが、簡単な整地程度は行いたいというふうに考えているところではございます。

○高野委員

駐車場Aの部分では、おたる新幹線まちづくりアクションプランでは多目的広場というふうにされていたのですが、今回出されたA案、B案、C案で、C案が一応、優先的に考えたいということでしたら、最初の多目的広場というよりも、駐車場として整備していく考え方ということでよろしいのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

本日、御報告させていただきました資料にもお示ししているのですが、勝納川の右岸側の駐車場及び観光バス駐車場をイベントの規模に合わせて多目的広場として併用することを現在は想定しているところでございます。

○高野委員

ちなみに、今回示されたA案、B案、C案は、台数というのは何か違いがあるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

A案からC案の駐車台数についてでございますけれども、立体駐車場がその都度、配置によって形状が変わるものですから、平面駐車場のレイアウトも変わることで駐車可能台数もA案、B案、C案については変わっているという状況になってございます。

詳細につきましては、今後の基本設計等を詳細設計で詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○高野委員

レイアウトなどによっては変わってくるのではないかというお話でした。

駐車場の利便性強化についてなのですが、第2回定例会で示されているように、A、B、C、Dとして台数が出されて、台数の合計が474台というふうにしていますけれども、1日の駐車場の稼働率というのは何台で、何%ぐらい見込んでいるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

駐車場の稼働率についてお答えさせていただきますけれども、先ほど申し上げたとおり、駐車台数につきましてはレイアウトによって今後また変わってくるのですが、新小樽（仮称）駅利用促進戦略において目指すべき稼働率といたしましては、47%から48%程度を想定しているところでございます。

○高野委員

47%ぐらいは稼働するのではないかと見込んでいるというふうなお話でした。

新幹線の本数が何本止まるというのが、まだはっきり分かっていません。そういった中で、47%から48%確保、そして、札幌駅周辺より利便性の高い駐車場として利用があると見込んでいるのですが、どういった理由からこうした47%以上は利用があるというふうに見込んでいるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

新幹線の停車本数がまだはっきりしていないという状況の中で、駐車場の整備自体には時間を要するということから、開業直前の停車本数の決定を待ってから台数を決めている状況では間に合わないというふうに判断したため、乗降客数の推計に基づき、駐車場の必要台数を算出したものでございます。

なお、駐車台数の推計の基となった交通量の推計につきましては、停車本数自体を考慮するというのではなく、交通等から算出したものでございます。

○高野委員

間に合わないからやっていくということなのですが、それにしてもどんどん駐車台数も増えていっている状況ですし、仮に今いただいた案の駐車場を見ても、工事費が13億円、14億円ということですが、今こうしたいろいろなものが値上がりしている状況の中で、本当にこの工事費で収まるのかというところもやはり疑問を感じますし、駐車場を整備しても結局、利用客が見込まれないというふうなこともとても心配するのですが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

まず、工事費についての御質問でございますけれども、工事費につきましては、現在、基本設計を行っている最中でございます。その中での概算工事費ということで今回お示しをさせていただきましたけれども、今後、詳細設

計等を行う中で詰めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

利用者数についてでございますが、こちらにつきましても先ほど申し上げたとおり、一定程度、推計手法については妥当であったというふうに考えてございますけれども、利用される駐車場であるためには、いつでも止められると認識されることが重要だというふうに考えてございますので、繁忙期にも対応できる十分な必要台数の確保が必要であるというふうに考えているところでございます。

○高野委員

なかなか物すごい金額になるのではないかとというふうに思います。

○北海道新幹線後志トンネル「天神工区」発生土（対策土含む）の仮置きについて

次に、北海道新幹線後志トンネル「天神工区」発生土仮置きについてお伺いしたいと思います。

本市の考え方の中で、安全性も確保されているというふうなことも言われていましたけれども、安全性というのはどういった基準の下で安全性が確保されているということなのでしょう。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

仮置きに係る安全性についての御質問でございますけれども、安全性につきましては、当該仮置場所にアスファルト舗装や濁水処理施設などを設置して、仮置きされた土に触れた水が直接、河川などに放流されないようにするなど、必要な安全対策を取っているということを確認しているところでございます。

○高野委員

仮置場を決めてある仮置きする土地の所有者以外には、誰にお知らせをしているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

仮置きされた土地の所有者以外のお知らせの方法ということでございますけれども、事業主体の鉄道・運輸機構からは、天神2丁目につきましては、お知らせの方法等を町内会長に御相談したということで聞いてございます。

また、朝里につきましては、お住まいの方が近くにいらっしゃらないということから、基本的にはその土地の所有者以外の周知はしていないというふうに聞いています。

○高野委員

朝里はお住まいの方がいないので周知していないということでしたけれども、地元や関係者の一定の理解が得られたというふうなことも言っていましたけれども、一定の理解というのは、反対の方もいたけれども異論がないという方が多かったということなのでしょう。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

事業者の鉄道・運輸機構からは、反対意見はなかったというふうに、理解を得られたというふうに聞いています。

○高野委員

今回仮置きということなのですが、どの程度、発生土を置く予定なのでしょう。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室長内主幹

どの程度ということで、期間ということでお答えをさせていただきますけれども、鉄道・運輸機構からは今回の仮置きにつきましては、あくまでも冬期間に張碓地区受入地への搬入ができない場合に使用するというふうに聞いてございます。

トンネル掘削期間における冬期間の仮置きを想定していることから、時期としては、おおむねトンネル掘削期間中の冬期間で融雪後の4月頃までを想定しているというふうに聞いています。

○高野委員

そもそも、やはり新幹線を通らせるということで、トンネルを掘って、その掘った土をどうするのかということを決めないまま、とにかく新幹線を進めるということだけ決まっていくから、後々いろいろな問題が起きているの

ではないかというふうに思います。

先ほど、新幹線新小樽（仮称）駅の駐車場のことも聞きましたけれども、やはり、工事費ですとかいろいろなものを含めて、本当にその予算でできるのかというのも分からないですし、採算が取れるかも不明です。新幹線を進めるということは、今後もトンネルの発生土をどこに置いたらいいのかなど、いろいろな問題が出てくるというふうに思いますので、やはり、新幹線を進めるということはやめるべきだというふうに思います。

◎陳情第4号住みよ朝里地域にするための陳情方について

次に、陳情第4号住みよ朝里地域にするための陳情方について伺いたいと思います。

前回の建設常任委員会の中でも質問させていただきましたが、改めて伺いたいと思います。

陳情が出ている朝里東30号線は、現地も見させていただきましたけれども、交通量が多い状況でした。この路線は歩道が設置されていないということで、歩道を歩車分離されていない状況の中で歩行者が通行せざるを得ない状況になっていましたけれども、そういった状況についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○（建設）維持課長

陳情箇所については、建設常任委員会の皆様と建設事業室の職員も現地視察をさせていただいたところでございます。

確かに、この通りから高速バスのバス停留場まで利用されている方がいらっしゃいますので、それを利用される送迎の車等が見られますけれども、ここに近接というか並行して走っています朝里東小樽線はバス路線になっています。これと比して交通量が多いかと言われると、そこまで相当な交通量があるかと言われると、少し私も疑問を抱いているところでございます。

歩車分離もされていない道路状況でございますので、歩行者の方におかれましては、車道部分の外側を歩いているような状況であったというのは認識しているところでございます。

○高野委員

時間帯によって人の出入りだったり、車の通りというのはすごく変わってくるのではないかというふうにも思いますし、近隣住民の方に聞いても、子供たちが通る時間帯ですとか、上の高速バスに乗る時間帯は、やはり、すごく人が通ったり、出入りがあるという話も聞いています。

手すりを設置すると除雪に支障が出るのではないかというお話もありましたけれども、市の指定除雪をされている業者の方が調査したら、除雪に対しては支障がないと。手すりを設置するのも安価でできるというようなお話も聞きました。

改めてお聞きしますが、除雪に対してはどのような所感をお持ちでしょうか。

○（建設）維持課長

除雪業者がどういう観点で除雪に支障がないのかと言われたのか、私は詳しくは存じ上げませんが、そもそもあそこの路線については、ロードヒーティングされている区間については除雪の対象となっていない区間でございますので、そのことに関して除雪には支障はないと言われているのかどうか分かりませんが、少なくとも、手すりの設置が要望されている箇所については、車道部分がロードヒーティングされている外に、いわゆる道路の構造でいいます路肩と言われる部分でございます。この路肩の部分はヒーティングが入っている車道の外に、ヒーティングのための電線ケーブル、リードケーブルといったものを呼んでいますけれども、それが大体50センチメートル幅の外側であって、その外にすぐ雨水排水を排除するための道路側溝が設置されて、その外にすぐ官民の境界があるというところで認識しているところでございます。

第3回定例会の建設常任委員会でも私から説明させていただいているところでございますけれども、そもそもこの路肩と言われる部分については、道路構造令では、路肩を設ける目的として、まず、車両の走行に必要な側方余裕を確保する。それによって停車車両だとか、非常駐車等の用に供することができる。また、歩道を有していない

道路であることから、歩行者の通行に供されることになるという説明がございます。

ただ、さきに述べたとおり、車両の走行に必要な側方余裕を確保するという観点でいいますと、路肩に手すりをつけるということ自体は難しいというか、道路の構造上あまり好ましい状態ではないというふうに認識しているところでございます。

○高野委員

道路構造上、難しいというなお話もありましたけれども、今年に入って設置要望がある横断歩道付近で滑って転んでしまったというなお話も聞いています。近隣住民に聞きますと、坂道の中でも特に手すりの設置部分が急激に傾斜がひどいという状況もあってバランスを崩しやすくなってしまいます。だから、手すりがあればというようなことで要望が出されています。

なので、やはり、実際に危険を感じているからこそ、市民からこうした要望が出されていますので、どういったら住民体制の安全確保をできるのかということ、やはり、市としても考えなければいけないというふうに思うのですけれども、そういった部分に対してのお考えを聞きたいと思います。

○（建設）維持課長

坂道で転ばれた方がいるというお話でございますけれども、手すりを設置する箇所、仮に路肩につけたとしても、そこはヒーティングされていない場所なので当然、雪が降り積もる状態になるというふうに簡単に推測されるところでございますけれども、先ほどの説明でも、この箇所については除雪を行っていないため、独自に小型の除雪機、ハンドガイド式のものを使って除雪をした上で、歩行者の通行の安全のための路面管理を行うということは考えられますけれども、実際、急勾配の道路の中で、小型除雪機を使って常に路面管理するというのは非常に難しい。このような年で雪が少ない状況であれば、一定程度の状態は確保できると思いますけれども、例年降っているような雪でありますと、厳冬期といいますか1月後半とか2月ぐらいの降雪となると、なかなかハンドガイドの除雪機では対応ができなくなって、結局のところ歩行する場所に段差ができたりとか、凸凹したりして、そこに手すりをつけて歩かせることのほうが逆に危険ではないかというふうには考えてございます。

○高野委員

そうはいっても、実際に転んでしまったという方がいらっしゃいますので、何らかの対応は必要だというふうに思います。前向きに何ができるのかということ、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

◎市営住宅について

次に、市営住宅について伺いたいと思います。

市民からは、市営住宅が空いているのになぜ入居させないのだろうかといった声が寄せられていますので、何点かお聞きしたいと思います。

初めに、市営住宅の一般住宅と特定目的住宅の管理戸数についてお知らせください。

○（建設）藤田主幹

ただいま高野委員から御質問のありました市営住宅の管理戸数につきまして、令和5年11月20日にまとめたものが最新のものになりますので、こちらでお答えいたしますと、一般の住宅が2,209戸、特定目的住宅が799戸の計3,008戸となっております。

○高野委員

それでは、入居戸数についてもお知らせください。

○（建設）藤田主幹

うち入居戸数に関しましては、同様に令和5年11月20日現在で一般住宅が1,580戸、特定目的住宅が578戸の計2,158戸となっております。

○高野委員

それでは、空き戸数についてはどうでしょうか。あと、部屋の修繕実績についてもお聞かせいただけますか。

○（建設）藤田主幹

空き戸数に関しましては、基本的には先ほどお答えした管理戸数から入居戸数を引いたものということになりまして、一般住宅では629戸、特定目的住宅では221戸の計850戸というふうになります。しかしながら、850戸のうち、建て替え予定により、いわゆる政策的な観点から見る政策空き家と呼ばれるものを除きますと、一般住宅では332戸、特定目的住宅では140戸、計472戸が実質的な空き家となっております。

続きまして、修繕戸数に関しましては、令和4年度の決算数値で答えさせていただきますが、一般住宅が45戸、特定目的住宅が29戸、計74戸の退去時の修繕を行わせていただいております。

○高野委員

それでは、募集実績についてはどうでしょうか。

○（建設）藤田主幹

募集実績につきまして、こちらも同じように令和4年度の数値で答えさせていただきますが、一般住宅が68戸、特定目的住宅が46戸、合わせて114戸の募集戸数となっております。

○高野委員

かなり空き戸数が多い状況がありまして、修繕戸数も少ないように思います。修繕が進んでいない理由についての御説明と、あと、入居が必要な方がいますので、ぜひ修繕して入居できるように進めていただきたいと思うのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○（建設）藤田主幹

退去時の修繕につきましては指定管理者が行うこととされておりますが、退去時の傷みが激しい住宅も多く、また、近年の建築資材の高騰により、修繕する住宅については厳選しているというのが現状でございます。

こういったことから、修繕されている数字が少ないというような御指摘なのですが、我々もいたしまして、市営住宅を必要とする方々のニーズや修繕にかかる費用を総合的に勘案し修繕を執行しているというふうを考えておりますので、今後なるべく効率的に修繕を行い、入居できる住戸を増やしていきたいというふうを考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時59分

再開 午後5時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表して、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第4号住みよい朝里地域にするための陳情方については、採択を求め、討論を行います。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院の通院に行くためには、乗り継ぎしなければ病院に行けません。そのため、乗り継ぎの負担や乗り継ぎをすることによって増えるバス運賃の費用を何とか

してほしいという住民の切実な要望が長年寄せられています。路線バスでの直通線を求める願意は妥当です。

陳情第4号です。手すりを設置してほしいという要望がある新光3丁目、市道朝里東30号線は、高速バスを利用する方や通勤・通学で利用する方など、歩行者や車両も頻繁に通る交通量も多い急坂な道路です。この道路にはロードヒーティングが道路全体に入っているわけではなく、要望設置場所である路肩には入っていません。路面状況によっては、歩行者が転倒して道路に飛び出す危険な場所です。手すりを設置できるかなど、安全対策について考える必要があります。

以上、各会派の賛同をお願いして、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1号及び陳情第4号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。